

第七十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 七 号

(1111)

昭和四十八年三月二日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 林 百郎君

愛野興一郎君

片岡 清一君

島田 安夫君

保岡 興治君

岩垂壽喜男君

佐藤 敬治君

吉田 法晴君

小川 新一郎君

折小野良一君

出席國務大臣

自治 大臣 江崎 真澄君

出席政府委員

自治政務次官 武藤 嘉文君

自治大臣官房審議官 森岡 敬君

自治省財政局長 鎌田 要人君

自治省税務局長 佐々木 喜久治君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

三月二日

辞任 吉田 法晴君

補欠選任 大原 亨君

同日 吉田 法晴君

補欠選任 大原 亨君

同日 吉田 法晴君

補欠選任 大原 亨君

同日 吉田 法晴君

補欠選任 大原 亨君

同日 吉田 法晴君

第一類第二号

地方行政委員会議録第七号

昭和四十八年三月二日

三月一日

市街化区域内農地の宅地並み課税阻止等に関する請願外四十四件(安倍晋太郎君紹介)(第七〇一七号)

同(愛野興一郎君紹介)(第七〇二二号)

同(三原朝雄君紹介)(第七〇二九号)

同(荒船清十郎君紹介)(第七〇四四号)

同(稲富稔人君紹介)(第七〇五五号)

同(植木庚子郎君紹介)(第七〇六六号)

同(近藤鉄雄君紹介)(第七〇八八号)

同(高橋千寿君紹介)(第七〇八九号)

同(三原朝雄君紹介)(第七〇九七号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九八号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

同(久保田鶴松君紹介)(第七〇九九号)

紹介(第八五三三号)

同(板川正吾君紹介)(第八五四四号)

同(大柴滋夫君紹介)(第八五五五号)

同(太田一夫君紹介)(第八五七六号)

同(加藤清二君紹介)(第八五八七号)

同(金瀬俊雄君紹介)(第八五九八号)

同(山本弥之助君紹介)(第八六〇九号)

同(井上善方君紹介)(第八六二〇号)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第八六三〇号)

同(川崎寛治君紹介)(第八六四〇号)

同(小川省吾君紹介)(第八六五〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八六六〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八六七〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八六八〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八六九〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七〇〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七一〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七二〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七三〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七四〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七五〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七六〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七七〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七八〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八七九〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八〇〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八一一〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八二二〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八三三〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八四四〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八五五〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八六六〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八七七〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八八八〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八九九〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八九〇〇〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八九〇一〇号)

同(久保田鶴松君紹介)(第八九〇二〇号)

昭和四十八年度地方財政計画について説明を求めます。江崎自治大臣。

○江崎國務大臣 昭和四十八年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和四十八年度の地方財政につきましては、現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野のもとに積極的に住民福祉の充実向上をはかるものとしております。

このため、昭和四十八年度におきましては、住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に社会福祉の充実、社会資本の整備等地方行政水準の着実な向上をはかり、あわせて地方公営企業の経営の健全化を積極的に促進することを目的として所要の措置を講ずることとしていたしております。

次に、昭和四十八年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、住民負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税、電気ガス税などについてその軽減合理化をはかることであり、減税額は初年度一千七百十七億円となる見込みであります。

なお、地方税につきましても、このほか、土地に対する固定資産税の課税の適正化をはかることにも特別土地保有税を創設することとしております。

第二は、地方交付税の確保をはかることであり、

このため、地方税及び地方交付税の伸長の状況等を考慮しながら、昭和四十七年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることにによる影響を緩和するため、交付税特別会計において、資金運用部資金から九百五十億円を借り入れ

あります。

なお、そのほか、年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を確保することとしております。

以上の方針のもとに昭和四十八年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は十四兆五千五百十億円となり、前年度に対し二兆八千二百億円、二三・八%の増加となっております。

以上が昭和四十八年度地方財政計画の概要であります。

○上村委員長 次に、補足説明を求めます。鎌田財政局長。

○鎌田財政局長 お手元に補足説明要旨をお配りしてございます。要点のみを申し上げることにいたしましたと思ひます。

まず、明年度の地方財政計画の規模は、ただいま自治大臣から御説明申し上げましたとおり、十四兆五千五百十億円でございます。前年度に比較して二兆八千二百億円、増加率は二三・八%でございます。これは昭和三十六年度の二四・四%に次ぐ、それ以来の高い伸び率でございます。

次に歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税二兆九千七百六十億円、市町村税二兆五千七百一十一億円、合せて五兆五千四百七十一億円でございます。昨年に比べて一兆一千八百三億円、二七%の伸びとなっております。増加の内訳は、道府県税のほうはやや率が高目に出ておるわけでございます。六千八百一十一億円、二九・七%、市町村税につきましては四千九百九十二億円、二四・一%となっております。

なお、地方税におきましては、千七百十七億円の減税を行ないます。反面、固定資産税の課税の適正化等によりまして四百八十五億円の増収を見込み、差し引き千二百三十二億円の減収を見込んでおります。

次に、地方交付税であります。地方交付税は総額二兆九千七百七十四億円となっております。前年

度に比べまして四千三百三十五億円、一六・六%の増加率でございます。

なお、積算の内訳につきましては、一枚目のプリントの、ただいま申し上げましたところの次に書き並べてございますが、繁雑でありますので省略させていただきますと思ひます。

次に、国庫支出金につきましては、総額三兆九千六百四十五億円、前年度に比べまして九千六百六十五億円、三〇・一%と大幅な伸びを示しております。これは、国の予算の編成の重点が、国民福祉の充実、社会資本の整備の促進というところに置かれておりますので、老人医療の公費負担の拡充、生活扶助基準の引き上げ等による社会福祉関係経費の増、治山治水、道路等の公共事業関係の増などがおもなものであります。

次に、地方債でございます。一般会計分の地方債発行予定額は一兆七千四百億円でございます。前年度に比べまして一千三百六十一億円、一四・五%の増加となっております。また、地方債計画全体の規模は二兆二千五百三十億円、前年度に比べまして五千二百五十二億円、三〇・四%の増となっております。

地方債計画の重点といたしましては、公害対策、都市対策、過疎対策、公営企業健全化対策等に重点を置くことにいたしております。

資金構成といたしましては、政府資金が一兆三千六百億円、前年度に比べまして三千億円、三一・三%の伸びになっております。

その次に、使用料及び手数料等であります。これは最近における実績の増加率等を勘案して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、国庫支出金が前年度の二五・九%に對し一・四%増の二七・三%、地方税が前年度三七・二%に對し〇・九%増の三八・一%とそれぞれ増加し、反面地方交付税が一・二%、地方債が〇・六%とそれぞれウェイトが低下しております。

次に歳出について御説明いたします。

十九億円、前年度に比べまして一五・五%の伸びを示しております。これに関連いたしまして、職員数の増加は、義務教育関係職員八千二百七十九人、高等学校等の公立学校教員二千九百四十九人、警察官四千五百人、消防職員一千八百九十九人、一般の職員といたしまして、公害対策関係、土地対策関係、老人福祉、児童福祉あるいは清掃施設の職員を中心に三千八百六十六人、合計二万一千八百八十一人の増員をはかると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じまして約一万人の定員合理化を行なうこととしております。

なお、義務教育諸学校教員の処遇改善につきましては、国庫負担金の算定の基礎に準拠いたしまして総額二百八十億円を計上いたしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額三兆一千二百二十一億円、前年度に比べまして六千八百六十六億円、二四・二%の増加となっております。このうち国庫補助負担金を伴うものは一兆五千八百五十七億円、前年度に比べまして三千五百五十五億円、二八・五%の増加となっております。この中には、寝たきり老人対策等の老人福祉費、児童手当の年次進行等の児童福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないもの、いわゆる単独計上のもものは一兆五千三百六十四億円、前年度に比べまして二千五百七十一億円、二〇・一%の増加となっております。

なお、公害対策関係経費として百九十億円、私学の経費助成に要する経費として二百九十一億円、給与改定、災害等に対する財源確保として千百億円等を計上いたしております。

また、旅費、物件費につきましては、経費の効率的な使用をはかる見地から、百七十九億円の節約を見込んでおります。

公債費につきましては、総額六千九十一億円で、前年度に比べまして千四百四十四億円、三一・一%の増加となっております。歳出総額に占める構成比は前年度の四%に對し、四・二%と、わずかに高まっております。

第六に、地方財政の健全化を促進することともに、財政秩序の確立をはかる見地から、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担及び住民の税外負担の解消、定員管理の合理化、既定経費の節減について所要の措置を講ずることとしたして

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び補修単価の上昇等の事情を考慮いたしまして、前年度に比へまして三百四十一億円の増加を見込み、二千三百六十八億円を計上しております。また、この中には、三十三億円の節約を見込んでおります。

最も経費として大きい投資的経費につきましては、総額五兆九千六百三十六億円であり、前年度に比へまして一兆三千六百十五億円、二九・六％の増加となっております。

直轄、公共、失業対策の各事業については、国費とあわせて執行されるものであります。公共事業費のうち三割弱は道路整備であります。その増加率は二七％となっており、そのほか、住宅対策三六・二％、下水道、公園等の生産環境施設整備七三・九％、文教施設三七・九％、厚生労働施設四七・七％の増加等、いわゆる生活関連公共投資において著しい増加が見られます。

また一般事業費及び特別事業費のいわゆる地方単独事業費は総額二兆四千七百五十億円で、前年度に比へまして四千七百二十三億円、二三・六％の増加となっております。この単独事業におきましては、道路二〇・四％増、治山治水一八・二％増、港湾一五・二％増、清掃三九・九％増、以

下、繁雑を避けて一々読み上げませんけれども、そこに列挙してございますような住民生活に関連の深い単独事業の増大を見込んでおる次第でございます。

次に、公営企業繰り出し金につきましては、地下鉄、上水道、病院等国民生活に不可欠なサービスを供給している事業の増加及び路面交通事業の新再建に伴い、前年度に比へまして六百七十八億円、三五・一％の大幅な伸びを見込み、総額二千六百九億円を計上いたしておるところであります。

なお、以上のほかに、昭和四十七年度に実施いたしました関係各省庁との実態調査の結果に基づきまして、公立文教施設等につきまして、国費ベースで二百八十三億円の超過負担の解消をはかることとしたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わります。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の市町村の項中

4	公園費	人口
(1)	経常経費	人口
(2)	投資的経費	人口
5	下水道費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
6	その他の土木費	人口集中地区人口

4	下水道費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
5	その他の土木費	人口集中地区人口

に改める。

第十三条第五項の表の市町村の項中「一 消防費」人口「段階補正、態容補正及び寒冷補正」を

一	消防費	人口	段階補正、態容補正、態容補正及び寒冷補正
4	下水道費	人口集中地区人口	密度補正及び態容補正
(1)	経常経費	人口集中地区人口	態容補正
(2)	投資的経費	人口集中地区人口	態容補正
5	その他の土木費	人口集中地区人口	態容補正
4	公園費	人口	態容補正及び寒冷補正
(1)	経常経費	人口	態容補正
(2)	投資的経費	人口	態容補正
5	下水道費	人口集中地区人口	密度補正及び態容補正
(1)	経常経費	人口集中地区人口	態容補正
(2)	投資的経費	人口集中地区人口	態容補正
6	その他の土木費	人口集中地区人口	態容補正

改める。

附則第十一項中「及び昭和四十八年度に限り、当該各年度分を」に限り、同年度分に改め、「それぞれ」を削り、附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十一項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第十八項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十四項から第十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十二項の次に次の三項を加える。

13 昭和四十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十七年法律第二十五号。以下「昭和四十七年度特例法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第四項の規定による借入金金の額として昭和四十八年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された九百五十億円を加算した額とする。

14 昭和四十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額と九百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

15 昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から九百五十億円を減額した額とする。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき		二、三九四、〇〇〇円
二 土木費	1 道路橋りょう費	平方メートルにつき		九二〇〇
(1) 経常経費	道路の面積	平方メートルにつき		一、七五〇〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	メートルにつき		二八〇〇
2 河川費	(1) 経常経費	メートルにつき		二六〇〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	メートルにつき		八、一〇〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	メートルにつき		二、二〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	メートルにつき		二、二〇〇〇
4 その他の土木費	(1) 経常経費	一人につき		一、九〇〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	メートルにつき		一、一〇〇〇〇
三 教育費	1 小学校費	一人につき		一、一五〇、〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき		一、一六五、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校の延長	メートルにつき		一、一七〇、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき		一、一六五、〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき		一、九七九、七〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき		一、四五〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき		一、二七〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき		六五三〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき		六一九、〇〇〇
4 その他の教育費	官立、公立、私立の学校及び幼稚園、児童及び生徒の数の数	一人につき		六一九、〇〇〇
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口		一、三六三〇〇
2 社会福祉費	(1) 経常経費	一人につき		八一九〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき		一、一〇〇〇〇
3 衛生費	人口	一人につき		一、〇四〇〇〇
4 労働費	人口	一人につき		一、八三〇〇〇
5 産業経済費	失業者数	一人につき		一、九七、〇〇〇
1 農業行政費	(1) 経常経費	農家数		二〇、七〇〇〇
(2) 投資的経費	農耕地の面積	ヘクタールにつき		一七、二〇〇〇
2 林野行政費	(1) 経常経費	林野の面積		九四〇〇〇
(2) 投資的経費	林野の面積	ヘクタールにつき		二、七〇〇〇
3 水産行政費	(1) 経常経費	水産業者数		三六、〇〇〇
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき		一六、六〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき		四三二〇〇
6 その他の行政費	1 徴税費	道府県税の税額		一一〇〇〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき		二四五、〇〇〇
3 その他の諸費	(1) 経常経費	人口		一、〇七〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき		九二〇〇〇
7 災害復旧費	面積	平方キロメートルにつき		二九〇、〇〇〇
8 特定償還費	公共事業費等特定千円につき			二五〇〇〇

			九 特別事業償還費
			公共事業費等特定千円につき の事業費の財源に 充てるため昭和四 十一年度において 特別に発行を許可 された地方債の額
一 消防費	人口	一人につき	一、六五八〇〇
二 土木費			
1 道路橋りよ			
(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき	三九〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	一三五〇〇
2 港湾費			
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	七、二〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、二〇〇〇
3 都市計画費			
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一四五〇〇
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	三〇五〇〇
4 公園費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三五〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二五〇〇
5 下水道費			
(1) 経常経費	人口集中地区人口	一人につき	四五〇〇
(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき	二五〇〇
6 その他の土木費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	二二五〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一二〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 経常経費	児童数	一人につき	八、三〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二、二〇〇〇〇
(1) 経常経費	児童数	一人につき	二、八〇〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、八〇〇〇〇

市町村

			四 厚生労働費
			1 生活保護費 市部人口
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二一七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	八五〇〇
			2 社会福祉費
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一九七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七五九〇〇
			3 保健衛生費
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一一〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一二五〇〇
			4 清掃費
(1) 経常経費	人口	一人につき	四五二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、一一〇〇〇
			5 労働費
(1) 経常経費	失業者数	一人につき	一九七、〇〇〇〇
			五 産業経済費
			1 農業行政費
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	一〇、八〇〇〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	五、八〇〇〇〇
			2 商工行政費
(1) 経常経費	人口	一人につき	二五三〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、二〇〇〇〇
			3 その他の産業経済費
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七、三〇〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、二〇〇〇〇

六 その他の行政費		千円につき
1 徴税費	市町村税の税額	一二五〇〇
2 戸籍住民基世帯数	一世帯につき	一、三五〇〇〇
3 その他の諸費		
(1) 経常経費	人口	二、七〇〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一八〇、〇〇〇〇〇
	人口	六二〇〇〇
七 災害復旧費	面積	八五、〇〇〇〇〇
	災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定千円につき	二五〇〇〇
	公共事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
九 辺地対策事業債償還費	千円につき	八〇〇〇〇
	辺地対策事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
十 特別事業債償還費	千円につき	一一九〇〇
	公共事業費等特定千円につき	
	公共事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
- 附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
- この会計においては、昭和四十八年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定によるほか、九

百五十億円を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

附則第六項中「前三項を」「前二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項中「昭和四十七年度の下に」「及び昭和四十八年度」を加え、同項を附則第六項とし、附則第八項中「第四項及び第五項を」「及び第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「第四項又は第五項を」「又は第四項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項から第十二項までを削り、

附則第十三項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十四項を附則第十項とし、附則第十五項中「第四項、第五項、第十項若しくは第十一項」を「若しくは第四項」に、「第六項（第十二項において準用する場合を含む）、第七項若しくは第十三項を」第五項、第六項若しくは第九項に、「附則第十三項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十項とする。

3 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「（昭和四十八年度にあっては、法附則第十一項）の規定により算定した額」を「の規定により算定した額（昭和四十八年度にあっては、当該額に三百億円を加算した額）」に改め、同条第三項中「第五項を」「第三項」に改める。

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備及び社会福祉水準の向上に要する財源の充実を図るとともに、各種の制度改正に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十八年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○江崎国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と、その要旨について御説明申し上げます。

〔委員長退席、中村（弘）委員長代理着席〕
昭和四十八年度分の地方交付税については、地方団体の公共施設の計画的な整備及び社会福祉水準の向上に要する財源の充実をはかるため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定するとともに、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額について特例を設ける等の必要がありま

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和四十八年度の普通交付税の算定方法につきましては、市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を進めるとともに、老人医療費の公費負担制度及び児童手当制度の充実、その他社会福祉水準の向上に要する経費を増額し、また、過密対策、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費の充実をはかることとするほか、消防費において、新たに人口密度補正を適用する等、過疎地域に対する基準財政需要額の算入を強化することとしております。

次に、昭和四十八年度分の地方交付税の総額につきましては、現行の法定額に交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金九百五十億円を加算する特例規定を設けております。この措置は、明年度の地方税及び国の一般会計における地方交付税については、昭和四十七年度に比し順調な伸びが見込まれるのであります。昭和四十七年度に講じられた二千六百五十億円にのぼる特例措置がなくなることによる影響を緩和する必要があるから、交付税特別会計において九百五十億円を借り入れることとしたものであります。この借り入れ金による加算額は、全額普通交付税として交付することとしております。なお、この借入金につきましては、昭和四十七年度中に生じます国税三税の自然増収に伴う地方交付税の精算見込み額を引き当てに借り入れるものであります。昭和四十九年度において全額償還することとしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中村（弘）委員長代理 以上で、本案についての提案理由の説明は終わりました。

○中村（弘）委員長代理 次に、内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

に改め、同条第二項中「四百五十円」を「六百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千八百円」を「二千四百円」に改める。

第百二十九条第三項中「千八百円」を「二千四百円」に、「九百円」を「千二百円」に改める。

第百四十九条中「四月及び十月」を「五月」に改める。

第百五十条第三項中「その異動があつた期（第一項の賦課期日後九月三十日までの期間又は十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下本条において同じ。）までは」を「当該年度は、」に改め、「その異動があつた期の翌期からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ期割をもつて算定した額の合計額により」を削り、同条第四項中「一の期の間を」第一項の賦課期日後に、「当該所有者の変更があつた期を」当該年度に、「当該期を」当該年度に改める。

第百五十一条第三項中「次の各号に掲げる期間内」を「同項の賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り」を削り、各号を削る。

第百九十二条第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの
第百九十五条第一項第三号中「三十八万円」を「四十三万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「十万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第十二号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十三号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第十四号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十五号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項中「若しくは扶養親族」を「若しくは老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に、「第二百九十二条第一項第十一号」を「第二百九十二条第一項第十一号イ」に改める。

第三百十四条の三第一項の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改める。

第三百二十一条の八第四項中「当該法人税額を」を「当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を」に改める。

第三百二十八条の三の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の五中「第五号」を「第三号」に改め、同条第四項中「及び中央会」を「中央会及び水産業協同組合共済会」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「又は日本国有鉄道」を「日本国有鉄道」に改め、「高架移設」の下に「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設を加え、同条第四項中「又は租税特別措置法第四十

三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第三号に掲げる機械その他の設備を、租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する機械その他の設備又は公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの」に改め、同条第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 本州四国連絡橋公団が所有し、かつ、直接本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九条第一項第二号に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

三百四十九条の三第二十一項中「ばい煙の下に若しくは産業廃棄物」を加え、同条に次の一項を加える。

25 石油開発公団が所有し、かつ、直接石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

三百四十九条の三の次に次の一条を加える。
（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）
第三百四十九条の三の二もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供さ

れている土地で政令で定めるもの（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下本条及び第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「前二条を」第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三に改める。

第三百四十九条の五第一項中「前条まで」を「第三百四十九条の三、前条に改める。

第三百五十一条中「八万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三百六十四条第三項及び第三百八十一条第六項中「第三百四十九条の三の下に」又は「第三百四十九条の三の二」を加え、「同条各項を」これらの規定に改める。

第三百八十四条を次のように改める。
第三百八十四条 市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、この所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、その旨を申告させることができる。

第三百八十五条第一項中「第三百八十三条」を「前二条」に改める。

第三百八十六条中「第三百八十三条」の下に「又は第三百八十四条」を加える。

第三百八十九条第一項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の二」を加え、「同条各項」をこれらの規定に改める。

第四百八十九条第一項第十三号中「焼成りん肥を削り、同項第十九号中「セメント」を「人工軽量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）及びセメント」に改め、同項第二十二号の五中「限る。」の下に「及びブチルゴム」を加え、同条第二項中「人工軽量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）」、ブチルゴム」を削り、「及びアクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）」を「アクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）及び無水マレイン酸」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 社会福祉事業法第二十条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気又はガスで政令で定めるものに対しては、電気ガス税を課することができない。

第四百九十条中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四百九十条の二第一項中「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千円」に改める。

第五百八十五条から第六百六十八条までを削る。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 特別土地保有税
第一款 通則
(特別土地保有税の納税義務者等)
第五百八十五条 特別土地保有税は、土地又はそ

の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に關する規定は、第一項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの）については、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）前に取得したものについては、適用しない。

4 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

5 第三百四十三条第七項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と、「同条」とあるのは「同法第二十三条」と読み替えるものとする。

(特別土地保有税の非課税)
第五百八十六条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。
2 市町村は、次の各号に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一 次に掲げる区域、地区又は地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
ロ 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区

ハ 産業地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百九十九号）第二条第一項に規定する産業地域のうち政令で定める地区
ニ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第七十七号）第三条第四項又は第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域

ホ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第十二条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
ヘ 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域

ト 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十四条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
チ 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

リ 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二号）第五条第二項第一号に規定する工業導入地区のうち政令で定める地区

又 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区及び同法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域

ル 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域
二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地
イ 鉱山保安法第四十条第二号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理に係る施設
ロ 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの

ハ 高圧ガス取締法第五十一条若しくは第六条、ガス事業法第三十三条若しくは第三十七条の二又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律第三条第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが設置する障壁その他の構造物で自治省令で定めるもの
ニ 大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの

ホ 租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる法人が、工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水

道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設を含む。）で、自治省令で定めるもの

ト 悪臭防止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

チ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で自治省令で定めるもの

三 火薬類取締法第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

四 公害防止事業団から公害防止事業団法第十八條第一号から第三号までに規定する施設の譲渡を受けた者が当該施設の用に供する土地

五 医療法第一条第一項に規定する病院の用に供する土地

六 農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものが、経営規模の拡大、農地若しくは林地の集団化又は農林漁業の経営の近代化を図るために取得してそれぞれ当該事業の用に供する農地、林地、採草放牧地その他の政令で定める土地

七 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他の政令で定める法人が農林水産業経営の近代化又は合理化のために設置する農林水産業者の共同利用に供する施設その他の農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で政令で定めるものの用に供する土地

八 農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的と

しない法人が取得して保有する農地、採草放牧地その他の政令で定める土地

九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場の用に供する土地及び同項に規定する卸売市場以外の生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるものの用に供する土地

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第五条の二第一項又は沖繩振興開発特別措置法第二十条第一項に規定する特定業種に属する事業を行なう中小企業者を構成員とするこれらの規定に規定する商工組合等が作成してこれらの規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設の用に供する土地

十二 中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行なう者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受けて当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地

十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第二項に規定する者（特定紡績事業者を除く。）が作成して同法第十六条第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の三第一項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十四 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第十七号）第十四条

第一項の規定による承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上のために新たに取得する土地で政令で定めるもの

十五 熱供給事業法第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者が同法第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する土地で政令で定めるもの

十六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置された同法第五条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に規定する施設で政令で定めるもの又は当該地区外に設置された道路貨物運送業若しくは倉庫業の用に供するこれらの規定に規定する施設で政令で定めるものの用に供する土地

十七 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の規定による勤労者の持家として分譲する住宅の新築（新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下本号において同じ。）のための資金の貸付けを受けて同項の事業主若しくは事業主団体又は日本勤労者住宅協会が新築をする当該住宅の用に供する土地

十八 一の住宅（もつぱらの人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。）に係る第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地（次号及び第二十号に掲げるものを除く。）とし、その面積が政令で定める面積に満たないものに限り、

十九 貸家の用（貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。）に供する住宅で政令で定めるもの（以下本号において「貸家住宅」という。）又は中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二

条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅（貸家住宅であるものを除く。）とし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限り、政令で定めるものの用に供する土地

二十 都市計画法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号に規定する特定街区の区域内において定めるこれらの区域に関する都市計画において定める同条第二項第二号ニ又はホに規定する事項に適合している建築物の敷地の用に供する土地

二十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業の施行者（国又は地方公共団体を除く。）が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二 日本住宅公団が新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第九条第三項の規定により新東京国際空港公団が買い入れて保有する土地

二十四 租税特別措置法第四十条第一項に規定する公益を目的とする事業を営む法人が同項の規定に該当する贈与又は遺贈により取得して当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十五 地方交付税法第十四条の二各号に掲げる土地で政令で定めるもの

二十六 土地収用法第三条第一号に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道、同条第八

号から第十号まで、第十二号、第十五号の二若しくは第十八号に掲げる施設で政令で定めるもの、同条第十七号若しくは第十八号の三に掲げる施設（これらの施設に関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものを含む。）又は同条第十七号の二に掲げる施設の用に供する土地

二十七 第三百四十八条第二項の規定の適用がある土地（第五号に掲げるものを除く。）

二十八 土地でその取得が第七十三条の四第一項又は第七十三条の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある取得に該当するもの（第五号、第二十二号及び前号に掲げるものを除く。）

二十九 前各号に掲げるものを除くほか、当該市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即する用途であるとして当該市町村の条例で定める用途に供する土地

三十 共有物である第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地については、当該住宅用地の共有者のそれぞれが当該共有地に係る持分の割合に応ずる土地を取得した、又は所有するものとみなして、前項第十八号の規定を適用する。

三十一 第二項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税にあっては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日）の現況によるものとする。

三十二 第五百八十七条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

三十三 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定

定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができる。

（特別土地保有税に係る徴税吏員の質問検査権）
第五百八十八条 市町村の徴税吏員は、特別土地保有税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は前号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別土地保有税の賦課徴収に直接関係があると認められる者
四 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三十四 特別土地保有税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百三十三条第六項の定めるところによる。

三十五 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪）
第五百八十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答

弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
（特別土地保有税の納税管理人）
第五百九十条 特別土地保有税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、同様とする。
（特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）
第五百九十一条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
（特別土地保有税の納税標準）
第五百九十二条 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が第五百九十条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

二 課税標準及び税率
（特別土地保有税の課税標準）
第五百九十三条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

二 無償又は著しく低い価額による土地の取得を

の他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。
（特別土地保有税の税率）
第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

（特別土地保有税の免税点）
第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第一号の市にあつては、当該市町村の区域）内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日に所有する土地（第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、同項第二号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域 二 千平方メートル
二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 五千平方メートル
三 その他の市町村の区域 一万平方メートル
（特別土地保有税の税額）
第五百九十六条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税、同条第二項第一号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該

の他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。
（特別土地保有税の税率）
第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

額を限度として、同号の土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額

二 第五百九十九条第一項第二号又は第三号の特別土地保有税 それぞれ、同条第二項第二号又は第三号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に對して第七十三条の二の規定により道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（第五百九十九条第一項第二号又は第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第五百八十五条第五項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額）に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額

（政令への委任）

第五百九十七条 前四条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更又は都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定若しくは変更があつた場合の第五百九十五条の基準面積の特例、前条の規定による特別土地保有税の税額の算定の細目その他前四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

（特別土地保有税の徴収の方法）
第五百九十八条 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（特別土地保有税の申告納付）
第五百九十九条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に

提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

一 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の五月三十一日

二 一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の二月末日

三 七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の八月三十一日

前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第一号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が一月一日において所有する土地（第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本項において同じ。）の取得価額の合計額

二 前項第二号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について土地の取得に對して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）の取得価額の合計額

三 前項第三号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について土地の取得に對して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）の取得価額の合計額

（特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付）
第六百条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第六百六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第六百六条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

（特別土地保有税の納税義務の免除等）
第六百一条 市町村は、土地の所有者等がその所有する土地を第五百八十六条第二項の規定の適用がある土地（同項第八号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる土地、同項第二十七号に掲げる土地のうちに、第七号又は第八号に掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項又は第二項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下本条において「非課税土地」という。）として使用しようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常二年をこえることその他の期間を延長することにつきやむをえない理由があるとき）市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本条において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を非課税土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第三項及び

第七項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の場合において、市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該土地を非課税土地として使用することができないと認めるときは、土地の所有者等からの申請により、一年以内の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 市町村長は、第一項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該當して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相當する担保で第六百六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項か

ら第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條の五第一項及び第二項の規定は第三項後段（第四項後段において準用する場合を含む。）の規定による担保について準用する。

7 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

9 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七條の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項の認定及び確認の手續その他同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六百二條 市町村は、土地の所有者等が当該土地につき租税特別措置法第二十八條の六第二項第一号若しくは第三号から第七号まで又は第六十三條第三項第一号若しくは第三号から第七号までの規定に該当する譲渡で政令で定めるものをしようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したとに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年をこえることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市町村長が認める場合

には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に土地の所有者等が当該土地につき当該譲渡をし、かつ、当該譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限り）に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六百三條 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得が第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 市町村長は、土地の所有者等から前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から二年以内で政令で定める期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

4 第六百一一條第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（特別土地保有税の脱税に關する罪）
第六百四條 偽りその他不正の行為によつて特別

土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

（所得税又は法人税に關する書類の供覧等）
第六百五條 市町村長が特別土地保有税の賦課徴収について、政府に対し、特別土地保有税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務がある個人若しくは法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人若しくは法人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（特別土地保有税の更正又は決定）
第六百六條 市町村長は、第五百九十九條第一項の申告書（以下本節において「申告書」という。）又は第六百六條第二項の修正申告書（以下本節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した

課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第六百七條 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第五百九十九條第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限（第六百一一條第三項及び第四項（これらの規定を第六百二條第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三條第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間）については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納付する特別土地保有税の延滞金）
第六百八條 特別土地保有税の納税者は、第五百九十九條第一項の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、同項の納期限の翌日

から納付の日までの期間の日に数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

- 一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
- 二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
- 三 修正申告書に係る税額 修正申告書を出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
- 四 第六百一条第三項及び第四項（これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三条第三項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 市町村長は、納税者が第五百九十九条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により

増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

- 2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならぬ。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百六条第二項の規定による決定があつた場合
- 二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合
- 三 第六百六条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
- 4 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条の規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて

徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に、遅滞なく、納税者に通知しなければならぬ。

（特別土地保有税の重加算金）

第六百十条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

（特別土地保有税に係る督促）

第六百十一条 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百十三条第三項において同じ。）までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（特別土地保有税に係る督促手数料）

第六百十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

第六百十三条 特別土地保有税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差

し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合には、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行なうことができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四條 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人

人に対し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百十五條 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

第五款 犯則取締

(特別土地保有税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第六百十六條 特別土地保有税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第六百十七條 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の自治法第二百二十二條の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二條の十九第

一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第六百十八條 第六百十六條の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の特別土地保有税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第六百十九條 第六百十六條の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所属する市町村の区域外においても特別土地保有税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第六百二十條 第六百十六條の場合において、特別土地保有税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六百二十一條から第六百六十八條まで 削除

第七百二十二條第二項中「第十二項」の下に、「第十四項」を加える。

第七百三十四條第一項中「第五條第二項第二号」の下に「及び第八号」を、「第三章第二節」の下に「及び第八節」を加える。

第七百三十六條第一項中「七 木材引取税」を「七 木材引取税」に改める。

第七百三十七條に次の一項を加える。

2 特別土地保有税に関する規定の都に對する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の区域とみなす。

十六條に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項」を削る。

附則第十條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加え、第三項及び第四項を削る。

2 道府県は、港灣法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが、コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する不動産で政令で定めるもの又は自動車航送船の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が、当該コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港灣施設に係るものにあつては昭和五十三年三月三十一日までに、当該自動車航送船の係留に係る特定用途港灣施設に係るものにあつては昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第六項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

9 消防法第十七條第一項に規定する防火対象物で政令で定めるものに該当する家屋が建築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該家屋のうち消火設備及び火災報知設備で自治省令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十五條第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年度」

を「昭和五十年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、「若しくは第十三項を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 港灣法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十二年一月一日までの間に取得したコンテナ貨物を運送する船舶に係留に係る特定用途港灣施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

11 港灣法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十年一月一日までの間に取得した自動車航送船に係留に係る特定用途港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十七条第六号中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。
附則第十八条の見出し中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。

十九年度まで」に改め、同条第一項中「宅地等に係る昭和四十一年度以降を「宅地等（次条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る昭和四十一年度から昭和四十九年度まで」に改め、同条第二項中「年度の区分の下に（昭和四十九年度までの各年度に係る区分とする。以下第七項までにおいて同じ。）を加え、同条に次の一項を加える。

8 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に昭和四十八年度においては百分の十五、昭和四十九年度においては百分の三十をそれぞれ乗じて得た額を当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地（第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）以外の宅地等（以下「非住宅用地」という。）で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格
二 昭和四十八年度分の固定資産税について前

条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれか多い額
イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額
ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

3 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る当該各年度分の固定資産税に係る前二項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

4 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の交換等があるもの（第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該各年度分の固定資産税に係る第一項及び第二項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該非住宅用地に係る地目の交換等があつたものとみなす。

第十八条の三 昭和四十九年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地から住宅用地への変更又は住宅用地から法人の所有する非住宅用地への変更がある宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る前二条の規定の適用については、当該宅地等は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

2 昭和四十九年度に係る賦課期日において所有者の法人から個人への変更又は個人から法人への変更がある非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税に係る前条の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ個人の所有する非住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第二十条中「第九項」の下に、「第十四項」を加え、「又は第十九項」を「若しくは第十九項又は附則第十五条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第十八条又は附則第十八条の二の場合において、当該宅地等が昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等に係る附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の固定資産税の課税標準となるべき価格は、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき価格に第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項に規定する率を乗じて得た額とする。

附則第二十二條第四項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項」を加える。
附則第二十三条中「第十八条第一項」を「第十八

条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項、に、「第十八条第一項の」を「第十八条第一項若しくは第八項の」に、「ついではその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を」又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける非住宅用地（以下「調整対象非住宅用地」という。）については

これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に改める。

附則第二十七条中「第九項の下に」、「第十四項を加え」、「又は第二十項を」若しくは第十九項又は附則第十五条第十項に改める。

附則第二十八条第一項の表以外の部分中「第十八条第一項の下に」若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項を加え、同項の表中調整対象宅地等の項を次のように改める。

調整対象宅地等	当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	
	宅地等標準価格	当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額のうちのいずれが多い額
昭和四十八年度		当該調整対象宅地等（附則第十八条第八項の規定の適用を受けるものに限る。）の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額

附則第二十八条第一項の表中調整対象宅地等の項の次に次のように加える。

調整対象非住宅用地	当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	
	宅地等標準価格	当該調整対象非住宅用地の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を控除した額
昭和四十九年度		法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を控除した額、個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額

附則第三十条中「調整対象宅地等」の下に、調整対象非住宅用地を加える。

附則第三十二条を次のように改める。

（自動車取得税の非課税等）

第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づき、政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が一般乗合用のバスで自治省令で定める要件に該当するものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに行為されたときに限り、第六百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 次の各号に掲げる期間内に取得された自動車で道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するものうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率

は、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日（昭和四十九年三月三十一日）までの間 百分の一

二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間 百分の二

3 前項の規定は、運輸大臣が政令で定めるところにより環境庁長官と協議のうえ指定した自動車（当該指定の日から同項第一号に規定する法令の公布の日（その日が昭和四十九年三月三十一日後である場合には、同日）までの間に取得されたもの）の取得に対して課する自動車取得税の税率について準用する。この場合において、同項中「当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	102,000	900	274,000	278,000	2,460
			102,000	104,000	910	278,000	282,000	2,500
6,000	8,000	50	104,000	106,000	930	282,000	286,000	2,530
8,000	10,000	70	106,000	108,000	950	286,000	290,000	2,570
			108,000	110,000	970	290,000	294,000	2,610
10,000	12,000	90	110,000	112,000	990	294,000	298,000	2,640
12,000	14,000	100	112,000	114,000	1,000	298,000	302,000	2,680
14,000	16,000	120	114,000	116,000	1,020	302,000	306,000	2,710
16,000	18,000	140	116,000	118,000	1,040	306,000	310,000	2,750
18,000	20,000	160	118,000	120,000	1,060	310,000	314,000	2,790
20,000	22,000	180	120,000	122,000	1,080	314,000	318,000	2,820
22,000	24,000	190	122,000	124,000	1,090	318,000	322,000	2,860
24,000	26,000	210	124,000	126,000	1,110	322,000	326,000	2,890
26,000	28,000	230	126,000	130,000	1,130	326,000	330,000	2,930
28,000	30,000	250	130,000	134,000	1,170	330,000	334,000	2,970
30,000	32,000	270	134,000	138,000	1,200	334,000	338,000	3,000
32,000	34,000	280	138,000	142,000	1,240	338,000	342,000	3,040
34,000	36,000	300	142,000	146,000	1,270	342,000	346,000	3,070
36,000	38,000	320	146,000	150,000	1,310	346,000	350,000	3,110
38,000	40,000	340	150,000	154,000	1,350	350,000	354,000	3,150
40,000	42,000	360	154,000	158,000	1,380	354,000	358,000	3,180
42,000	44,000	370	158,000	162,000	1,420	358,000	362,000	3,220
44,000	46,000	390	162,000	166,000	1,450	362,000	366,000	3,250
46,000	48,000	410	166,000	170,000	1,490	366,000	370,000	3,290
48,000	50,000	430	170,000	174,000	1,530	370,000	374,000	3,330
50,000	52,000	450	174,000	178,000	1,560	374,000	378,000	3,360
52,000	54,000	460	178,000	182,000	1,600	378,000	382,000	3,400
54,000	56,000	480	182,000	186,000	1,630	382,000	386,000	3,430
56,000	58,000	500	186,000	190,000	1,670	386,000	390,000	3,470
58,000	60,000	520	190,000	194,000	1,710	390,000	396,000	3,510
60,000	62,000	540	194,000	198,000	1,740	396,000	402,000	3,560
62,000	64,000	550	198,000	202,000	1,780	402,000	408,000	3,610
64,000	66,000	570	202,000	206,000	1,810	408,000	414,000	3,670
66,000	68,000	590	206,000	210,000	1,850	414,000	420,000	3,720
68,000	70,000	610	210,000	214,000	1,890	420,000	426,000	3,780
70,000	72,000	630	214,000	218,000	1,920	426,000	432,000	3,830
72,000	74,000	640	218,000	222,000	1,960	432,000	438,000	3,880
74,000	76,000	660	222,000	226,000	1,990	438,000	444,000	3,940
76,000	78,000	680	226,000	230,000	2,030	444,000	450,000	3,990
78,000	80,000	700	230,000	234,000	2,070	450,000	456,000	4,050
80,000	82,000	720	234,000	238,000	2,100	456,000	462,000	4,100
82,000	84,000	730	238,000	242,000	2,140	462,000	468,000	4,150
84,000	86,000	750	242,000	246,000	2,170	468,000	474,000	4,210
86,000	88,000	770	246,000	250,000	2,210	474,000	480,000	4,260
88,000	90,000	790	250,000	254,000	2,250	480,000	486,000	4,320
90,000	92,000	810	254,000	258,000	2,280	486,000	492,000	4,370
92,000	94,000	820	258,000	262,000	2,320	492,000	498,000	4,420
94,000	96,000	840	262,000	266,000	2,350	498,000	504,000	4,480
96,000	98,000	860	266,000	270,000	2,390	504,000	510,000	4,530
98,000	100,000	880	270,000	274,000	2,430	510,000	516,000	4,590

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	4,640	828,000	836,000	8,470	1,228,000	1,236,000	14,900
522,000	528,000	4,690	836,000	844,000	8,580	1,236,000	1,244,000	15,040
528,000	534,000	4,750	844,000	852,000	8,690	1,244,000	1,252,000	15,190
534,000	540,000	4,800	852,000	860,000	8,800	1,252,000	1,260,000	15,330
540,000	546,000	4,860	860,000	868,000	8,910	1,260,000	1,268,000	15,480
546,000	552,000	4,910	868,000	876,000	9,010	1,268,000	1,276,000	15,620
552,000	558,000	4,960	876,000	884,000	9,120	1,276,000	1,284,000	15,760
558,000	564,000	5,020	884,000	892,000	9,230	1,284,000	1,292,000	15,910
564,000	570,000	5,070	892,000	900,000	9,340	1,292,000	1,300,000	16,050
570,000	576,000	5,130	900,000	908,000	9,450	1,300,000	1,310,000	16,200
576,000	582,000	5,180	908,000	916,000	9,550	1,310,000	1,320,000	16,380
582,000	588,000	5,230	916,000	924,000	9,660	1,320,000	1,330,000	16,560
588,000	594,000	5,290	924,000	932,000	9,770	1,330,000	1,340,000	16,740
594,000	600,000	5,340	932,000	940,000	9,880	1,340,000	1,350,000	16,920
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	9,990	1,350,000	1,360,000	17,100
606,000	612,000	5,480	948,000	956,000	10,090	1,360,000	1,370,000	17,280
612,000	618,000	5,560	956,000	964,000	10,200	1,370,000	1,380,000	17,460
618,000	624,000	5,640	964,000	972,000	10,310	1,380,000	1,390,000	17,640
624,000	630,000	5,720	972,000	980,000	10,420	1,390,000	1,400,000	17,820
630,000	636,000	5,800	980,000	988,000	10,530	1,400,000	1,410,000	18,000
636,000	642,000	5,880	988,000	996,000	10,630	1,410,000	1,420,000	18,180
642,000	648,000	5,960	996,000	1,004,000	10,740	1,420,000	1,430,000	18,360
648,000	654,000	6,040	1,004,000	1,012,000	10,870	1,430,000	1,440,000	18,540
654,000	660,000	6,120	1,012,000	1,020,000	11,010	1,440,000	1,450,000	18,720
660,000	666,000	6,210	1,020,000	1,028,000	11,160	1,450,000	1,460,000	18,900
666,000	672,000	6,290	1,028,000	1,036,000	11,300	1,460,000	1,470,000	19,080
672,000	678,000	6,370	1,036,000	1,044,000	11,440	1,470,000	1,480,000	19,260
678,000	684,000	6,450	1,044,000	1,052,000	11,590	1,480,000	1,490,000	19,440
684,000	690,000	6,530	1,052,000	1,060,000	11,730	1,490,000	1,500,000	19,620
690,000	696,000	6,610	1,060,000	1,068,000	11,880	1,500,000	1,510,000	19,800
696,000	702,000	6,690	1,068,000	1,076,000	12,020	1,510,000	1,520,000	19,980
702,000	708,000	6,770	1,076,000	1,084,000	12,160	1,520,000	1,530,000	20,160
708,000	714,000	6,850	1,084,000	1,092,000	12,310	1,530,000	1,540,000	20,340
714,000	720,000	6,930	1,092,000	1,100,000	12,450	1,540,000	1,550,000	20,520
720,000	726,000	7,020	1,100,000	1,108,000	12,600	1,550,000	1,560,000	20,700
726,000	732,000	7,100	1,108,000	1,116,000	12,740	1,560,000	1,570,000	20,880
732,000	738,000	7,180	1,116,000	1,124,000	12,880	1,570,000	1,580,000	21,060
738,000	744,000	7,260	1,124,000	1,132,000	13,030	1,580,000	1,590,000	21,240
744,000	750,000	7,340	1,132,000	1,140,000	13,170	1,590,000	1,600,000	21,420
750,000	756,000	7,420	1,140,000	1,148,000	13,320	1,600,000	1,610,000	21,600
756,000	762,000	7,500	1,148,000	1,156,000	13,460	1,610,000	1,620,000	21,820
762,000	768,000	7,580	1,156,000	1,164,000	13,600	1,620,000	1,630,000	22,050
768,000	774,000	7,660	1,164,000	1,172,000	13,750	1,630,000	1,640,000	22,270
774,000	780,000	7,740	1,172,000	1,180,000	13,890	1,640,000	1,650,000	22,500
780,000	788,000	7,830	1,180,000	1,188,000	14,040	1,650,000	1,660,000	22,720
788,000	796,000	7,930	1,188,000	1,196,000	14,180	1,660,000	1,670,000	22,950
796,000	804,000	8,040	1,196,000	1,204,000	14,320	1,670,000	1,680,000	23,170
804,000	812,000	8,150	1,204,000	1,212,000	14,470	1,680,000	1,690,000	23,400
812,000	820,000	8,260	1,212,000	1,220,000	14,610	1,690,000	1,700,000	23,620
820,000	828,000	8,370	1,220,000	1,228,000	14,760	1,700,000	1,710,000	23,850

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,710,000	1,720,000	24,070	2,210,000	2,220,000	35,370	2,710,000	3,720,000	48,870
1,720,000	1,730,000	24,300	2,220,000	2,230,000	35,640	2,720,000	2,730,000	49,140
1,730,000	1,740,000	24,520	2,230,000	2,240,000	35,910	2,730,000	2,740,000	49,410
1,740,000	1,750,000	24,750	2,240,000	2,250,000	36,180	2,740,000	2,750,000	49,680
1,750,000	1,760,000	24,970	2,250,000	2,260,000	36,450	2,750,000	2,760,000	49,950
1,760,000	1,770,000	25,200	2,260,000	2,270,000	36,720	2,760,000	2,770,000	50,220
1,770,000	1,780,000	25,420	2,270,000	2,280,000	36,990	2,770,000	2,780,000	50,490
1,780,000	1,790,000	25,650	2,280,000	2,290,000	37,260	2,780,000	2,790,000	50,760
1,790,000	1,800,000	25,870	2,290,000	2,300,000	37,530	2,790,000	2,800,000	51,030
1,800,000	1,810,000	26,100	2,300,000	2,310,000	37,800	2,800,000	2,810,000	51,300
1,810,000	1,820,000	26,320	2,310,000	2,320,000	38,070	2,810,000	2,820,000	51,570
1,820,000	1,830,000	26,550	2,320,000	2,330,000	38,340	2,820,000	2,830,000	51,840
1,830,000	1,840,000	26,770	2,330,000	2,340,000	38,610	2,830,000	2,840,000	52,110
1,840,000	1,850,000	27,000	2,340,000	2,350,000	38,880	2,840,000	2,850,000	52,380
1,850,000	1,860,000	27,220	2,350,000	2,360,000	39,150	2,850,000	2,860,000	52,650
1,860,000	1,870,000	27,450	2,360,000	2,370,000	39,420	2,860,000	2,870,000	52,920
1,870,000	1,880,000	27,670	2,370,000	2,380,000	39,690	2,870,000	2,880,000	53,190
1,880,000	1,890,000	27,900	2,380,000	2,390,000	39,960	2,880,000	2,890,000	53,460
1,890,000	1,900,000	28,120	2,390,000	2,400,000	40,230	2,890,000	2,900,000	53,730
1,900,000	1,910,000	28,350	2,400,000	2,410,000	40,500	2,900,000	2,910,000	54,000
1,910,000	1,920,000	28,570	2,410,000	2,420,000	40,770	2,910,000	2,920,000	54,270
1,920,000	1,930,000	28,800	2,420,000	2,430,000	41,040	2,920,000	2,930,000	54,540
1,930,000	1,940,000	29,020	2,430,000	2,440,000	41,310	2,930,000	2,940,000	54,810
1,940,000	1,950,000	29,250	2,440,000	2,450,000	41,580	2,940,000	2,950,000	55,080
1,950,000	1,960,000	29,470	2,450,000	2,460,000	41,850	2,950,000	2,960,000	55,350
1,960,000	1,970,000	29,700	2,460,000	2,470,000	42,120	2,960,000	2,970,000	55,620
1,970,000	1,980,000	29,920	2,470,000	2,480,000	42,390	2,970,000	2,980,000	55,890
1,980,000	1,990,000	30,150	2,480,000	2,490,000	42,660	2,980,000	2,990,000	56,160
1,990,000	2,000,000	30,370	2,490,000	2,500,000	42,930	2,990,000	3,000,000	56,430
2,000,000	2,010,000	30,600	2,500,000	2,510,000	43,200	3,000,000	3,010,000	56,700
2,010,000	2,020,000	30,820	2,510,000	2,520,000	43,470	3,010,000	3,020,000	57,010
2,020,000	2,030,000	31,050	2,520,000	2,530,000	43,740	3,020,000	3,030,000	57,330
2,030,000	2,040,000	31,270	2,530,000	2,540,000	44,010	3,030,000	3,040,000	57,640
2,040,000	2,050,000	31,500	2,540,000	2,550,000	44,280	3,040,000	3,050,000	57,960
2,050,000	2,060,000	31,720	2,550,000	2,560,000	44,550	3,050,000	3,060,000	58,270
2,060,000	2,070,000	31,950	2,560,000	2,570,000	44,820	3,060,000	3,070,000	58,790
2,070,000	2,080,000	32,170	2,570,000	2,580,000	45,090	3,070,000	3,080,000	58,900
2,080,000	2,090,000	32,400	2,580,000	2,590,000	45,360	3,080,000	3,090,000	59,220
2,090,000	2,100,000	32,620	2,590,000	2,600,000	45,630	3,090,000	3,100,000	59,530
2,100,000	2,110,000	32,850	2,600,000	2,610,000	45,900	3,100,000	3,110,000	59,850
2,110,000	2,120,000	33,070	2,610,000	2,620,000	46,170	3,110,000	3,120,000	60,160
2,120,000	2,130,000	33,300	2,620,000	2,630,000	46,440	3,120,000	3,130,000	60,480
2,130,000	2,140,000	33,520	2,630,000	2,640,000	46,710	3,130,000	3,140,000	60,790
2,140,000	2,150,000	33,750	2,640,000	2,650,000	46,980	3,140,000	3,150,000	61,110
2,150,000	2,160,000	33,970	2,650,000	2,660,000	47,250	3,150,000	3,160,000	61,420
2,160,000	2,170,000	34,200	2,660,000	2,670,000	47,520	3,160,000	3,170,000	61,740
2,170,000	2,180,000	34,420	2,670,000	2,680,000	47,790	3,170,000	3,180,000	62,050
2,180,000	2,190,000	34,650	2,680,000	2,690,000	48,060	3,180,000	3,190,000	62,370
2,190,000	2,200,000	34,870	2,690,000	2,700,000	48,330	3,190,000	3,200,000	62,680
2,200,000	2,210,000	35,100	2,700,000	2,710,000	48,600	3,200,000	3,210,000	63,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
3,210,000	3,220,000	63,310	3,660,000	3,670,000	77,490	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.06%を乗じて算出した金額から96,300円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	63,630	3,670,000	3,680,000	77,800			
3,230,000	3,240,000	63,940	3,680,000	3,690,000	78,120			
3,240,000	3,250,000	64,260	3,690,000	3,700,000	78,430			
3,250,000	3,260,000	64,570	3,700,000	3,710,000	78,750			
3,260,000	3,270,000	64,890	3,710,000	3,720,000	79,060	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から150,300円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	65,200	3,720,000	3,730,000	79,380			
3,280,000	3,290,000	65,520	3,730,000	3,740,000	79,690			
3,290,000	3,300,000	65,830	3,740,000	3,750,000	80,010			
3,300,000	3,310,000	66,150	3,750,000	3,760,000	80,320			
3,310,000	3,320,000	66,460	3,760,000	3,770,000	80,640	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.96%を乗じて算出した金額から243,300円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	66,780	3,770,000	3,780,000	80,950			
3,330,000	3,340,000	67,090	3,780,000	3,790,000	81,270			
3,340,000	3,350,000	67,410	3,790,000	3,800,000	81,580			
3,350,000	3,360,000	67,720	3,800,000	3,810,000	81,900			
3,360,000	3,370,000	68,040	3,810,000	3,820,000	82,210	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から420,300円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	68,350	3,820,000	3,830,000	82,530			
3,380,000	3,390,000	68,670	3,830,000	3,840,000	82,840			
3,390,000	3,400,000	68,980	3,840,000	3,850,000	83,160			
3,400,000	3,410,000	69,300	3,850,000	3,860,000	83,470			
3,410,000	3,420,000	69,610	3,860,000	3,870,000	83,790	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.86%を乗じて算出した金額から690,300円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	69,930	3,870,000	3,880,000	84,100			
3,430,000	3,440,000	70,240	3,880,000	3,890,000	84,420			
3,440,000	3,450,000	70,560	3,890,000	3,900,000	84,730			
3,450,000	3,460,000	70,870	3,900,000	3,910,000	85,050			
3,460,000	3,470,000	71,190	3,910,000	3,920,000	85,360	100,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,140,300円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	71,500	3,920,000	3,930,000	85,680			
3,480,000	3,490,000	71,820	3,930,000	3,940,000	85,990			
3,490,000	3,500,000	72,130	3,940,000	3,950,000	86,310			
3,500,000	3,510,000	72,450	3,950,000	3,960,000	86,620			
3,510,000	3,520,000	72,760	3,960,000	3,970,000	86,940			
3,520,000	3,530,000	73,080	3,970,000	3,980,000	87,250			
3,530,000	3,540,000	73,390	3,980,000	3,990,000	87,570			
3,540,000	3,550,000	73,710	3,990,000	4,000,000	87,880			
3,550,000	3,560,000	74,020						
3,560,000	3,570,000	74,340	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.15%を乗じて算出した金額から37,800円を控除した金額			
3,570,000	3,580,000	74,650						
3,580,000	3,590,000	74,970						
3,590,000	3,600,000	75,280						
3,600,000	3,610,000	75,600						
3,610,000	3,620,000	75,910	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から60,300円を控除した金額			
3,620,000	3,630,000	76,230						
3,630,000	3,640,000	76,540						
3,640,000	3,650,000	76,860						
3,650,000	3,660,000	77,170						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職所得等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第九十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は同年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第九百十四条の四、第九百十四条の五第一項、第九百二十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第九百四十九条、第五百十條第三項及び第四項並びに第五百一十一條第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。))に関する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)で同年四月一日(以下「施行日」という。)前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「改正後の所得税法」という。))第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。)をこえる場合には、改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載され

たものとみなす。この場合において、新法第七十七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二條第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額)とする。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。))附則第十二條第四項の規定により読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。))第五十五條又は第五十六條の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九條第一項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算につい

ては、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項及び第七十三條の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

第五条 新法第七十八條第一項及び第一百二十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第六条 新法第一百四十四條の四、第一百四十四條の五第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

第七条 新法第四百九十九條、第五百五十條第三項及び第四百五十一條第三項の規定は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第八条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三百二十八條の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。))に関する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。))に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分(新法第三百二十八條の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。))は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。))をこえる場合には、旧法第三百二十八條の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第七十七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

る。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第八條第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三條第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一條第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第四項中「租税特別措置法第四十三條第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條

第七項」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項」として、同項の規定の例による。

4 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 新法第三百八十一條第六項の規定は、個人の所有する住宅用地（新法第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十五條第四項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第十條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三の二の規定が適用される住宅用地（前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）及び新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一條第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額については、これらの額を当該宅地等の所有者に通知することによつて新法第四百十五條の規定による固定資産課税

台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百七條第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百三十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

第十一條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であることの認定ができないうこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定又は

新法附則第十八條の二第二項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十八年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）にすでに賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る賦税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定若しくは新法附則第十八條の二第二項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金

に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該土地等について第二項の規定による通知が行なわれる日までの間は、財産の換価は、することができない。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二条 新法第四百八十九条第一項、第二項及び第十一項並びに第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十八年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日以前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の規定は、昭和四十八年十月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日以前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十三条 新法の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用する。

2 新法第五百九十九条第一項第二号の規定により昭和四十九年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法第五百九十五条及び第五百九十九

条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあるのは、「昭和四十八年七月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

3 新法附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税については、新法第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「附則第十八条の二第二項又は第二項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第十四条 新法附則第三十二条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十五条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「電気ガス税」の下に「特別土地保有税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表市町村の項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

一八 特別土地保有税

前年度における特別土地保有税の課税標準額

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊	電気ガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等	電気ガス税

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの

合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの

に改める。

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得

軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域において所有する土地又はその取得

合衆国軍隊 合衆国軍隊の構成員等 特別土地保有税

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「から第三百四十九条の四ま

でを、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四に改める。

附則第十五項中「第十八条第一項又はは」を「第十八条第一項若しくは第十八項、附則第十八条の二第一項又はは」に、「の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第十八条第二項から第七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を若しくは第十八項又はは附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける宅地等についてはこれらの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」に改め、附則第十六項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「又は営業路線の線路を増設する」を「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」に改める。

第二十三条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号の規定中政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した同項に規定する構造物に關する部分は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された当該構造物について、昭和四十九年度分の市町村納付金から適用する。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条を次のように改める。

第二十五条 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日(同条第二項に規定す

る農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第三項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなつて日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項第六号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十二年度」に改める。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、市町村民税の税率の緩和、事業税の事業主控除の額の引上げ、電気ガス税の税率の引下げ、料理飲食等消費税、固定資産税、電気ガス税等の免税点の引上げ等を行ない、また、土地に係る固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに、税負担の激減緩和を行ないつつ課税の適正化を図るものとし、あわせて特別土地保有税を創設するほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村(弘)委員長代理 まず、提案理由の説明を

賜取いたします。江崎自治大臣。
○江崎国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、第一に、個人の住民税、個人の事業税、電気ガス税等について負担の軽減合理化をはかること、第二に、宅地等にかかる固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに税負担の激減緩和を行ないつつ、課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずること、第三に、特別土地保有税を創設すること、を、その重点といたしております。以下、順を追って改正の概要について御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げ、配偶者のない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除の額を二万円引き上げることとしたしました。また、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についても二万円ずつ引き上げるほか、新たに年齢七十歳以上の者について老人扶養控除の制度を創設するとともに、扶養親族のない未亡人についても寡婦控除の適用を認めることとしたしました。なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を、年所得四十三万円までに拡大することとしたしております。

さらに、市町村民税につきましては、特に低所得者の負担軽減をはかるため、所得割りの税率の緩和を行なうこととしたしました。その二は、事業税についてであります。個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減合理化をはかるため、事業主控除額を二十万円引き上げで八十万円にすることとしたしました。

その三は、不動産取得税についてであります。不動産取得税につきましては、固定資産評価基準の改正等に伴いその負担の合理化をはかるため、免税点について、土地の取得にあつては十万円に、家屋の取得にあつては、新築分二十三万円、承継分十二万円にそれぞれ引き上げるとともに、新築住宅にかかる控除額を八十万円引き上げ、二百三十万円にすることとしたしました。

また、いわゆるコンテナ埠頭の用に供する不動産等の取得について非課税とするほか、財産形成融資にかかる新築未使用住宅及びその敷地について新たに特別措置を設ける等、負担の軽減合理化の措置を講ずることとしたしております。

その四は、娯楽施設利用税についてであります。娯楽施設利用税につきましては、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の標準税率を八百円に引き上げるとともに、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を三分の一から二分の一に引き上げることとしたしました。

その五は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減をはかるため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二千四百円に、飲食店等における飲食の免税点を千二百円にそれぞれ引き上げることとしたしました。

その六は、自動車税及び自動車取得税についてであります。自動車税につきましては、その納税事務の簡素合理化をはかるため、年二回の納税を一回とすることとしたしました。

また、自動車取得税につきましては、国の補助を受けて購入した過疎バスにかかる自動車取得税を免除するとともに、自動車排出ガスにかかる保安基準に適合する低公害自動車にかかる自動車取得税を軽減することとしたしました。

その七は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、宅地等にかかる固定資産税について、現行の負担調整措置に伴って生じている税負担の不均衡を是正し、課税の適正化を

はかるため、住宅用地についてその課税標準を二分の一とする軽減を行なうとともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度において激変を緩和するための措置を講じつつ、評価額に基づいて課税を行なうこととした。

また、負担の軽減をはかるため、免税点につきまして、土地にあつては十五万円に、家屋にあつては八万円に、償却資産にあつては百万円にそれぞれ引き上げることとした。

なお、水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫について非課税とするほか、本州四国連絡橋公団の鉄道施設について課税標準の特例を設ける等、負担の軽減合理化をはかるとともに、重油にかかる水素化脱硫装置等の課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。

その八は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、税率を六分の一に引き下げるとともに、電気にかかる免税点を千円に、ガスにかかる免税点を二千円にそれぞれ引き上げることとした。

また、社会福祉事業を行なう一定の施設において、その施設の入所者の保護のために直接使用する電気及びガスに対しては、電気ガス税を課さないこととする等の措置を講ずることとした。

その九は、特別土地保有税の創設についてであります。特別土地保有税は、土地税制の一環として、土地の投機的取得を抑制することを目的とし、市町村税として、次の要領により創設することとした。

特別土地保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得された土地または昭和四十八年七月一日以後の土地の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者または取得者に課することとしております。この場合において、相続、合併等形式的な所有権移転にかかる土地、あるいは農林経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地等に

つては、非課税とすることとし、また、その市町村ごとの面積の合計額が指定都市にあつては二平方メートル、都市計画区域を有する市町村にあつては五平方メートル、その他の市町村にあつては一万平方メートルに満たない場合は、課税しないこととした。

特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とし、その税率は、土地に対して課するものにあつては百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とし、当該土地にかかる固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額を控除することとした。

なお、土地の所有者等が非課税の要件に該当する土地を取得し、その土地を二年以内に非課税土地として使用を開始し、かつ、その旨市町村長の確認を受けたときは、特別土地保有税の納税義務を免除することとした。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等所要の規定の整備を行なつております。

以上の改正により、昭和四十八年度においては、個人の住民税におきまして一千六百十二億円、個人の事業税におきまして百三十四億円、不動産取得税におきまして百五十八億円、料理飲食等消費税におきまして百四十五億円、電気ガス税その他におきまして二百十八億円、合計一千七百七十七億円の減税を行なうこととなりますが、一方、固定資産税の課税の適正化によりまして四百一十一億円、特別土地保有税の創設により十二億円、娯楽施設利用税について五十億円、国の特別措置の改正に伴い十二億円、合計四百八十五億円の増収が見込まれますので、差し引き一千二百三十二億円の減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決賜われますようお願いを申し上げます。

○中村(弘)委員長代理 次に、補足説明を求めま

す。佐々木税務局長。

○佐々木税務局長 ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきまして、便宜お配りいたしております。地方税法の一部を改正する法律案関係資料、この資料のまん中辺にございます新旧対照表により、補足して御説明を申し上げます。ページ数は、その新旧対照表のページ数でございます。

まず、総則の改正でございます。第五条の改正は、市町村税の普通税として新たに特別土地保有税を創設しようとするものであり、第十七条の五の改正は、これに伴い特別土地保有税の更正、決定等ができる期間を五年間とするものであります。

次に、道府県民税の改正であります。二二ページから三三ページにかけてでございますが、第二十三条の改正は、夫と死別した後婚姻をしていない者で、年所得百五十万円以下の者についても寡婦控除等が適用されるよう、寡婦控除の範囲を拡大しようとするものであります。

第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者、または寡婦の非課税限度額を現行の年所得三十八万円から四十三万円に引き上げようとするものであります。この四十三万円は、給与所得の収入金額に換算いたしまして約六十七万円でございます。

次に、三三ページから四四ページにかけてでございますが、第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ二万円引き上げて現行の十万円から十二万円とし、特別障害者控除額を現行の十二万円から十四万円に引き上げようとするものであります。

次に、四四ページであります。第三十四条第一項第十号から以降の改正は、配偶者控除の額を現行の十四万円から十五万円に、扶養控除額を現行の十一万円から十二万円に、基礎控除額を現行の十五万円から十六万円に、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除額を現行の十

二万円から十四万円にそれぞれ引き上げるとともに、扶養親族のうち年齢七十歳以上の者で障害者に該当しない者について、通常の扶養控除にかえて、老人扶養控除十四万円を設けようとするものであります。

なお、基礎控除額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、現行の八万四千円から八万六千五百円に引き上げられることとなります。

次に五五ページでございます。第五十三条第四項の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

次は、事業税の改正であります。六六ページから七二ページにかけてでございますが、第七十二条の十四及び七十二条の十七の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

次は八三ページでございます。第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の六十万円から八十万円に引き上げようとするものであります。

次の七十二条の五十九の改正は、個人の事業税の賦課徴収に關し、市町村長が道府県知事に關係書類を閲覧させまたは記録させる旨を規定しようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。九三ページ。第七十三条の二第三項の改正は、住宅を購入してその雇用する勤労者に譲渡する特定の事業主等が、新築未使用住宅を購入して当該購入の日から六月以内にこれを譲渡した場合においては、当該事業主等に対しては、不動産取得税を課さないこととするものであります。

次に、一〇ページ。第七十三条の四第一項の改正は、本州四国連絡橋公団の不動産の取得を非課税とするものであります。

次の、第七十三条の十四第一項の改正は、新築住宅にかかる控除額を現行の百五十万円から二百三十万円に引き上げようとするものであります。

次に、一一ページ。第七十三条の十五の二第一

項の改正は、免税点を、土地の取得にあつては現行の五万円から十万円に、家屋の取得のうち、新築等にかかるものにあつては現行の十五万円から二十三万円に、新築等以外のものにあつては現行の八万円から十二万円に引き上げようとするものであります。

次は、一ページから二ページにかけてでございますが、第七十三条の二十四の改正は、住宅を購入してその雇用する勤務者に譲渡する特定の事業主等から、新築未使用住宅及びその敷地を当該勤務者が取得した場合について、当該土地にかかる不動産取得税を軽減しようとするものであります。

一三ページ。第七十三条の二十七の七の改正は、土地改良区が換地計画において農用地以外の一一定の用途に供する土地として定められた換地を取得した場合において、当該土地を取得した日から二年以内に譲渡したときは、土地改良区について納税義務を免除しようとするものであります。

次は、娯楽施設利用税の改正でございます。

一三ページ。第七十八條の改正は、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の標準税率を現行の六百円から八百円に引き上げようとするものであります。

次に、一四ページ。第一百二十二條の二の改正は、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を、現行の三分の一から二分の一に引き上げようとするものであります。

なお、この改正は、昭和四十八年六月一日から施行することとしております。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。

一四ページ。第一百四條の四の改正は、飲食店等における飲食の免税点を現行の九百円から千二百円に、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食、いわゆるチケット食堂における飲食の免税点を現行の四百五十円から六百円に引き上げようとするものであり、次の第一百四條の五第一項の改正は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を現行の千八百円から二千四百円に引き上げようとするものであります。

一五ページ。第二百二十九條第三項の改正は、免税点の引き上げに伴う規定の整備であります。

なお、これらの改正は、昭和四十八年十月一日から施行することとしております。

次は、自動車税の改正であります。

一五ページから一六ページにかけてであります。第百四十九條の改正は、自動車税の納期について、現行四月及び十月の年二回とされているものを五月の年一回としようとするものであり、第百五十條及び第百五十一條の改正は、それに伴う規定の整備であります。

なお、この改正は、昭和四十九年四月一日から施行することとしております。

次は、市町村民税の改正であります。

一七ページから一九ページにかけてであります。第百九十二條から第百九十四條の二の規定の改正は、障害者等の非課税限度額の引き上げ、各種所得控除額の引き上げ、老人扶養控除の創設等の改正で、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

一九ページから二一ページにかけてであります。第百九十四條の三及び第百九十八條の三の改正は、市町村民税所得割の税率を引き下げようとするものであり、二%の税率を適用すべき所得区分を十五万円から三十万円に改める等、百五十万円までの所得区分を改めようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

二三ページから二四ページにかけてあります。第百四十八條第四項の改正は、水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫を非課税とするものであります。

二四ページから二五ページにかけてあります。第百四十九條の三第二項の改正は、地方鉄軌道にかかる特定の車庫の新増設をするために敷設した構築物について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次の、第三百四十九條の三第四項の改正は、公害発生等の抑止等の性能を有する機械その他の生産設備について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次は、二五ページから二六ページにかけてあります。第百四十九條の三第十三項の改正、この改正は、中小企業等については、昨年の租税特別措置法の改正により、五十万円以上の機械設備等はすべて特別償却の対象とされましたために、従来のように国税の取り扱いに準じ機械設備等を特定して課税標準の特例措置をとることができなくなりましたので、この特例措置を廃止しようとするものであります。

なお、別途小規模企業の負担軽減をはかるため、あとで述べますように、償却資産にかかる免税点を大幅に引き上げることとしてしております。

同じく二五ページの第三百四十九條の三第十五項の改正は、本州四国連絡橋公団の鉄道施設用固定資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次の第三百四十九條の三第二十一項の改正は、産業廃棄物の処理施設について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二五ページから二六ページにかけてあります。第百四十九條の三第二十五項の改正は、石油開発公団の技術研究指導施設について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

同じく二六ページ、第百四十九條の三の二の改正は、住宅用地について課税標準を価格の二分の一とする特例措置を設けようとするものであります。

次は、二九ページから三〇ページにかけてあります。第百五十一條の改正は、固定資産税の免税点を、土地は現行の八万円から十五万円に、家屋は現行の五万円から八万円に、償却資産は現行の三十万円から百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

三〇ページから三二ページにかけてあります。第百八十四條の改正は、住宅用地の課税標準の特例措置に伴い、住宅用地の所有者等に対し、市町村長は、当該市町村の条例で定めるところにより必要な事項について申告させることができることとしようとするものであります。

次は、電気ガス税の改正でございます。

三一ページから三三ページにかけてであります。第百八十九條の改正は、非課税品目について、焼成りん肥を削除し、三年間の暫定非課税期間の満了する人工軽量骨材及びブルゴムを加え、新たに無水マレーン酸を暫定非課税品目に追加しようとするものであります。

次に、三三ページから三四ページにかけてあります。第百八十九條第十一項の改正は、特別養護老人ホーム等社会福祉施設において、その施設の入所者の保護等のために直接使用する電気及びガスを非課税としようとするものであります。

同じく第百九十條の改正は、電気ガス税の税率を二%引き下げ、現行の七%から六%にしようとするものであります。

次に、三四ページ。第四百九十條の二の改正は、電気ガス税の免税点を、電気については現行の八百円から千円に、ガスについては現行の千六百円から二千円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税であります。

三四ページ。第八節の規定は、特別土地保有税の創設に伴う規定であります。特別土地保有税の概要について御説明申し上げます。

第五百八十五條は特別土地保有税の納税義務者の規定であります。特別土地保有税は、原則として昭和四十八年一月一日以後に取得された土地または昭和四十八年七月一日以後の土地の取得に対し、当該土地所在の市町村が、当該土地の所有者または取得者に課することとしております。

次に、三五ページ以下でございますが、第五百八十六條及び第五百八十七條は、特別土地保有税の非課税の規定であります。

第一項は、国及び地方公共団体についての人的非課税の規定であります。

第二項は、第一号から第二十九号まで用途非

課税の規定であります。このうち、三五ページから三六ページにかけては第一号の規定は、地域開発立法により新増設された工場用の建物敷地にかかるものであります。

三六ページから三八ページにかけてであります。第二号から第四号までは公害防止施設または保安施設にかかるもの。第六号から第八号までは農林水産業関係の非課税規定。それから、第九号は卸売市場等にかかるものであります。

それから、三八ページから三九ページにかけてであります。第十号から第十四号までは中小企業関係の構造改善事業または共同利用施設等にかかるもの。三九ページの第十六号は流通関係の施設にかかるもの。

四〇ページから四一ページにかけては、第十七号から第十九号までは住宅用地にかかるもの。第二十号から第二十二号までは、都市基盤整備、再開発等にかかるもの。四一ページの第二十四号は、公益法人が贈与等を受けた土地にかかるもの。非課税規定。第二十五号は、文化財保護法の特別史蹟等で、固定資産税の課税免除等に対する地方交付税上の特例措置の対象となる土地について非課税にしようとするものであります。

第二十六号は、土地取用法に規定する一般自動車道、地方鉄道、港湾施設等にかかるもの。第二十七号は、固定資産税の非課税規定の適用のあるもの。第二十八号は、不動産取得税の非課税規定の適用のあるもの。これらを用途非課税にしようとするものであります。

四一ページの第二十九号は、以上のほか、この税の性格にかんがみまして、市町村におきましても、それぞれの議会の議決を経て定めました建設に関する基本構想に即する用途であるとして、特に当該市町村の条例で限定的に定める用途については非課税とすることができるよう規定するものであります。

次に、四二ページ。第五百八十七号は、土地改良事業に伴う換地等形式的な所有権の移転等に対する非課税の規定であります。

四二ページから四四ページであります。第五百八十八号から第五百九十二条までの規定は、徴税吏員の質問検査権及び納税管理人に関する規定であります。

四五ページ。第五百九十三条は特別土地保有税の課税標準の規定であります。これを土地の取得価額とすることとしております。

第五百九十四条は特別土地保有税の税率の規定であります。土地に対して課するものにあつては百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とすることとしております。

第五百九十五条は特別土地保有税の免税点の規定であります。市町村ごとの土地の合計面積が、指定都市の区にあつては二平方メートル、都市計画区域を有する市町村の区域にあつては五平方メートル、その他の市町村の区域にあつては、一万平方メートルに満たない場合には課税しないこととしております。なお、第七百三十七条の改正により、都の特別区の区域については、指定都市の区の区域と同様に取扱いすることとしております。

次に、四六ページであります。第五百九十六条は特別土地保有税の税額の規定であります。その税額の算定にあつては、特別土地保有税の課税される土地にかかる固定資産税相当額及び不動産取得税相当額を控除することとしたしております。

次に、四七ページであります。第五百九十八条及び第五百九十九条は、特別土地保有税の徴収の方法についての規定であります。特別土地保有税は、申告納付の方法によることとし、一月一日において基準面積以上の土地を所有する者にあつてはその年の五月三十一日、一月一日または七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者にあつては、それぞれその年の二月末日または八月三十一日を納期限として納付することとしております。

四八ページから五二ページにかけてであります。

が、第六百一条から第六百三条までは特別土地保有税の納税義務の免除等の規定であります。土地の所有者等がその所有する土地を非課税とされる土地、優良な分譲宅地等として使用しようとする場合において、市町村長がその事実の認定に基づき定める日以後二年以内に、建物等の建設に要する期間が通常二年をこえること等やむを得ない理由がある場合には、市町村長が定める相当の期間内に、当該土地として使用を開始し、かつ、市町村長の確認を受けたときは、市町村は当該土地にかかる特別土地保有税の納税義務を免除するものとし、当該非課税とされる土地等として使用されるまでの間にかかる特別土地保有税については徴収猶予し、すでに徴収した当該特別土地保有税は還付することとしております。

五三ページから六二ページにかけてであります。四九条から第六百二十条までにおいては、特別土地保有税の賦課徴収に關し必要な事項について規定いたしております。

次に、都等の特例の改正であります。六二ページから六三ページにかけてであります。第六百三十四条、第七百三十六条及び第七百三十七条の改正規定は、特別土地保有税の創設に伴う規定の整備であります。

次に、本法附則の改正であります。六四ページ。附則第六条の改正は、住民税について、肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を昭和五十三年度まで五年間延長しようとするものであります。

次に、六五ページ。附則第八條及び附則第九條の改正は、租税特別措置法の改正に伴う住民税及び事業税についての規定の整備であります。

六六ページから六七ページにかけてであります。附則第十條第一項、第三項及び第四項の改正は、期限満了等に伴い不要となつた規定を整理しようとするものであり、第二項の改正は、コンテナ埠頭の用に供するため昭和五十三年三月三十一日までに取得する不動産またはフェリー埠頭の

用に供するため昭和五十一年三月三十一日までに取得する家屋について不動産取得税を非課税とするものであります。

六七ページから六八ページにかけてであります。附則第十一條第六項の改正は、入会林野整備等による土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を二年間延長しようとするものであり、次の第九項の改正は、防火対象物に該当する家屋を昭和五十一年三月三十一日までに建築した場合の不動産取得税の課税標準に

ついては、当該家屋の価格から消防用設備の価格に相当する額を控除した額としようとするものであります。

次に六八ページから六九ページにかけて、附則第十五條第三項の改正は、重油の水素化脱硫装置にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の期限を延長しようとするものであります。

六九ページ。附則第十五條第四項の改正は、特定繊維産業組合が取得した機械その他の設備等にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであり、その考え方につきましては、さきに御説明いたしました中小企業の合理化機械と同様であります。

次に、六九ページから七〇ページにかけてでございます。附則第十五條第六項及び第八項の改正は、船舶による物品運送用の大型コンテナ及び営業用の倉庫にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の期限を延長しようとするものであります。

次に、七〇ページであります。附則第十五條第十項の改正は、コンテナ埠頭について一定期間、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

七〇ページから七一ページにかけてであります。附則第十五條第十一項の改正は、フェリー埠頭について一定期間、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

七二ページであります。附則第十八條第一項の

改正は、宅地等にかかる固定資産税について、附則第十八条の二に規定するものを除き、昭和四十九年度まで現行の負担調整措置を継続しようとするものであります。

同条第八項の改正は、住宅用地等について現行の負担調整措置を継続する場合、評価額に対する課税標準額の割合の最低限度を、昭和四十八年度にあっては百分の十五、昭和四十九年度にあっては百分の三十にしようとするものであります。

〔中村(弘)委員長代理退席、委員長着席〕

次に、七三ページ。附則第十八条の二第一項の改正は、住宅用地以外の宅地等で法人の所有するものについて、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り税負担の激変を緩和するための調整措置を講じようとするものであり、調整の方法としては、これらの年度の税額を、評価額に基づく税額から、評価額に基づく税額と現行制度に基づく税額との差額の昭和四十八年度は三分の二を、昭和四十九年度は三分の一を減額した額にしようとするものであります。

同条第二項の改正は、住宅用地以外の宅地等で個人の所有するものについて、昭和四十九年度に限り、税負担の激変を緩和するための調整措置を行なうとするものであります。調整の方法としては、評価額に基づく税額と現行制度に基づく税額の差額の二分の一を評価額に基づく税額から減額した税額にしようとするものであります。

次に、七四ページ。附則第十八条の三の改正は、税額算定の特例が認められる住宅用地等について、用途または所有者等の変更がある場合の税額の算定方法について必要な措置を設けようとするものであります。

次に、七七ページ。附則第二十八条の改正は、附則第十八条及び第十八条の二の規定により新たな調整措置を講ずることに伴い、現行法の規定と同様に、調整の行なわれる宅地等の課税標準額を固定資産課税台帳の登録事項としようとするものであります。

次が、八〇ページから八一ページにかけてであ

ります。附則第三十二条第一項の改正は、国の補助を受けて昭和五十二年三月三十一日までに取得した過疎バスにかかる自動車取得税を非課税とするものであり、第二項及び第三項の改正は、国の保安基準に適合する低公害自動車にかかる自動車取得税について、昭和四十九年三月三十一日まで三分の一、同年四月一日から同年九月三十日まで三分の二に軽減しようとするものであります。

以上であります。

○上村委員長 以上で、本案についての提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 これより質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。今井勇君。

〔林(百)委員長 議事進行についてですが、われわれ野党の者は、いま初めて説明を聞いたので、一鴻千里で地方財政計画、地方交付税法の一部改正、地方税法の一部改正を聞いたので、まだ頭に入らぬうちに、質疑に入りたいという事で、われわれは与党が何を質問しようという事になるかと思ふのです。それでもおやりになるというならやむを得ませんが、どのくらいおやりになるのですか。できるなら、やはり質疑というのには、説明を受けて、一定の期間を置いてからなしてやらせるのがあたりまえであつて、いま説明を受けて、直後に質疑をするという事は、全く形式に墮すると思うのです。それから、きょうは理事会がありま

ので、理事会としてまだいろいろ相談をしなければならぬこともありますけれども、時間をきめてやるなら別として、できたら、質疑はこの次の定例日から与党から始めるといふのがあたりまえじゃないでしょうか。これだけ膨大なものを説明を受けてすぐ質疑という事は、幾らお急ぎになるにしてもほとんどにしたいだきだきと思ふのです。〕

○上村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○上村委員長 速記を始めて。

今井勇君。

○今井委員 私は、地方税法の一部を改正する法律案につきまして若干の質疑をいたしたいと思ひます。

まず、第一点であります。最近におきます社会経済の急激な変化に伴ひまして、いわゆる過疎過疎の現象が起つてまいりました。あるいはまた、公害問題等緊急に解決しなければならぬ問題がたいへん山積をいたしております。また、われわれ地方住民の福祉の向上の要請もきわめて強いものがあります。

このような事態に対処するために、地方団体に置きましては、街路あるいは下水、住宅等生活関連施設の整備、あるいは保育所であるとか養護施設など、いろいろ福祉施設の整備、福祉行政の充実等が叫ばれております。このために財政需要は年ごとに増加をいたしております。これに対応するために、地方自主財源、特に都市の自主財源について、その強化をはかつていくことが必要であると考えられます。税制調査会でも、その答申の中で、市町村の自主財源の強化の必要性を強く指摘をいたしておりますが、現実には市町村税税源の充実の実は必ずしもあつていないように思われます。この際、特に地方公共団体、中でも都市の自主財源の充実について政府の努力を期待いたしたいと思ひますが、政府の見解をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○武蔵府委員 いま今井さんのおっしゃいましたように、確かに、地方におきましていろいろの財政需要が出てきております。特に、いまお話しのような公害の問題、過疎過疎の問題、あるいは社会福祉の問題、福祉政策、これらは正直新しい問題でございまして、それらに当然対応していかなければならぬことは御指摘のとおりでござい

ます。政府といたしましては、ここ最近の例を見まして、昭和四十三年度には自動車取得税を創設いたしまして、その七割を市町村に交付をいた

しておりますし、また、四十五年におきましては、法人税の税率改正に伴ひます法人税割りの増収分は市町村へ移譲いたしております。あるいは昭和四十六年度は自動車重量税と税、あるいは四十七年度は航空機燃料税と税というふうなこともやつてまいりました。そして本年度は、御承知のとおり、固定資産税の評価がえの時期でございまして、その評価がえに伴つて、いわゆる固定資産税の性格でございまして、この評価額に応じて課税をするという体制を、本年度から三年計画でございすけれども、とることに予定をいたし、先ほど局長から御説明をいたしました中にもこれはあるわけでございます。あるいは先ほど御説明のござい

ましたゴルフ場の施設利用税、これが六〇四から八百円になつておりますが、その差額の二百円も、これはそのゴルフ場の所在市町村に交付する、というふうなこともなつておりました。曲がりなりにも努力はいたしてきておるわけでございしますが、正直、現在のところ、まだ市町村の歳入に占めます市町村税の割合はたしか三二%でございまして、この程度では決して十分ではないと思ひ思つております。

でございますから、今後の問題といたしましては、税調の答申にもございしますように、たとえば法人課税の地方への強化の問題とか、あるいは将来においてはいろいろ話題が出ておりますが、事業所税ですとか、最近これが都市整備税というふうなことは変わつてきておりますけれども、こういうふうな問題につきましても、やはり自治省といたしまして、真剣に将来の問題として取り組んでいき、そしていま御指摘のような財源の確保を考えていかなければならない、こう考えております。

○今井委員 ただいまの御答弁で、政府が鋭意努力をして、地方自主財源の充実につとめたいという気持ちにはわかりますが、最後に触れられましたが、税制調査会でも出ておりますように、法人所得の課税の市町村への配分、これはきわめて大事な問題であり、額も相当なものがあります。ただ

いまは、私の調査では、ここに書いてありますようにわずかに全体の七割だといわれております。これはいかに低いような感じがいたします。今後の政府のなお一その努力を希望いたしておきます。

次に、内容に入りたいと思いますが、まず第一は個人の住民税についてお伺いいたします。

個人の住民税につきましては、明年度初の一千億円の増収が、すなわち、一千六十二億円の大幅な減税がはかられていることは、まことに時宜を得た措置であると思っております。その減税の内容であります。最近におきましては、もつぱら課税最低限の引き上げによって減税が行なわれてきております。この委員会においても、昨年の地方税法の審議に際しまして、引き続き課税最低限の引き上げに努力するように附帯決議を付されたと思っております。ところが、今回提案された個人住民税の減税案の内容を見ますと、課税最低限の引き上げのほかに税率の緩和もはかることとしております。この税率は昭和三十八年以來長いこと据え置かれておつたものでありまして、十年ぶりに改めるというふうなことでありますが、この際お伺いしたいことは、今回の改正案におきまして、従前の課税最低限を引き上げるといふほかに、特に税率の緩和に踏み切られたことは、まず、いかなる考え方によるのか、その考え方の根本をまずお伺いしたいと思っております。

○武藤政府委員 お答えをいたします。いま御指摘のございました税率の引き下げをなされたかということでございますが、この問題につきましては、いま御指摘のございましたように、今日まで毎年課税最低限の引き上げをやつてきて、税率は三十八年から据え置かれておつたわけでございます。しかしながら、その結果、今日人口に対する納税義務者数の割合が二〇％以下になつておる市町村が全市町村の約四割になつてきたわけでございます。そういう問題がからみ合ひまして、特に町村部におきましては、幾らでも減

税財源がございまして、税率の緩和も、また最低限の引き上げもどんどんやつても地方の市町村の財政を圧迫しないといふことならいいけれども、もしある一つのワクの中で減税の規模がきまつておりましたら、そのワクの中でやるとするならば、そうして、課税最低限の引き上げよりは税率の緩和をやつてもらいたい、こういう意見も出ておつたことは事実でございます。そういうような問題等とあわせまして、幸い、四十八年度の地方税の収入もわりあい大幅に見込まれるものでございますから、このようなときにひとつ税率の緩和もやらせていただく、それほど地方財政を圧迫しない今日のこういう事態でやらせていただいたらどうだろうかといふことで、課税最低限の引き上げとともに税率の緩和をやつたわけでございます。

ただ、今後の問題につきましては、これで本年度税率の緩和をやつたから引き続いてやるかどうかといふところまではなかなか問題があると思ひますけれども、いま申しましたように、とりあえず四十八年度につきましてはわりあい地方税の増収が見込まれるといふこと、それから、いま申しました十年間据え置きであつたこと、それから、町村部においては、一定の減税規模の中においては税率の緩和のほうをひとつ考へてもらいたいという御意見もある。これらのことを総合して税率の緩和に踏み切つたわけでございます。

○今井委員 そういたしますと、昭和四十九年度以降引き続いてどのように住民税の減税をしようとするのか。この点について私は重ねてお伺いをいたしたいと思ひますが、特に私は、住民福祉の向上という面からも、低所得者層、生活に困りの方々、そういう方々にあたたかい手を差し伸べるといふ行き方、これをひとつ政府としてもよくと腹に入れて減税措置を進めていただきたい、かように思ひます。昭和四十九年度以降のお考えを伺いたいと思ひます。

○武藤政府委員 ここで四十九年度以降のことをはつきりと申し上げられるといいのでございます

けれども、正直、先ほど最初に御指摘がございましたように、最近の地方の財政需要というのは非常に旺盛でございます。それに伴つての収入を一体どう確保するか、こういう点においては、これは地方財政全般から見なければならぬと思ひます。地方税だけでこれを考えていくといふわけにもまいらないと思ひます。将来においては交付税といふような問題もからみ合つてくるだろうと思ひます。いずれにいたしましても、将来の問題としては、需要の増大する地方財政を何にやうに確保していくのかといふような観点、それからいまお話しございましたように、国民の中でも特に気の毒な方々を何とかといふ税金の面からも救つていくといふような形において、いわゆる最低限の引き上げその他の問題もあわせて考へていかなければならないと思つておりますが、まことに申しわけありませんが、具体的にそれではどういふふうな形で行くかといふようなことはいまのところ申し上げられないのは残念でございますけれども、いま申し上げたような観点に立つて前向きに検討を進めていきたい、こう考へておる次第でございます。

○今井委員 時間の制約もあるようですから、次の問題に進みたいと思ひます。

次は、個人の事業税の問題についてお伺いをいたしたいと思ひますが、個人事業税の、個人の事業者につきまます負担の問題につきましては、まず、所得税につきましては、昭和四十九年から五年間の特別措置として、いわゆる事業主の報酬制度を創設するといふことになっております。この地方税たる個人の事業税につきましても、同じような考え方、すなわち事業主の報酬制度を導入すべきであるといふふうな意見もあつたと思ひます。この点については、私もしかるべき方向で検討されるべきものだといふふうにかねがね考へておりますが、政府は一体どのように考へておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○武藤政府委員 私は、正直申し上げまして、事業税とそれから国税である所得税と、性格はおの

づと違ふと思ひます。事業税といふものは、事業がその活動に応じて地方団体の経費を分担するといふ考え方に基づいた物税であると思ひます。そういう面からいって、所得税のほうで事業主報酬制度を導入されたから、当然それを地方税の事業税にも導入すべきであるといふには申し上げられないと思ひます。しかしながら、正直申し上げて、今日、事業税の課税標準の対象を所得に置いておるわけでございます。その点においては、実体論をいたしまして、これはなかなか理論的に問題が多いわけでございます。どうも私、自治省でいま検討してもらいたいといつておりますことは、事業税の課税標準を、税制調査会でも論議されましたように、何らかの形で外形課税といふ考え方を入れていくならば、事業税に対してはつきりと事業主報酬制度を取り入れるわけにはいかない、こういう反論ができるのではないかと私は思つておりました。これは四十九年度以降相当大きな問題になると私は考へておりましたので、その辺の理論的構成を、自治省としてもひとつなるべく早くしっかりとやりたいと考へて、とりあえず本年度におきましては、事業主の控除額を御承知のとおり二十万円引き上げさせていただきます。その辺の負担を少しでもやわらげる、こういうことをさしていただいております次第でございます。

○今井委員 そういたしますと、今度の二十万円の控除額のアップで、納税義務者として申しし

か、それで恩恵を受ける個人の事業者、それは現在に比べると何％くらいになるのか、具体的な数字がわかつておつたら教えていただきたい。

○武藤政府委員 いまのところの計算では、三〇％減るようでございます。

○今井委員 この考え方につきましてはいろいろあることは承知いたしておりますが、やはり、個人の事業者につきましても事業税を減免することによりまして、零細なる個人事業者が十分な生活ができ、商売ができていくような、そういう配慮といふものをしなければならぬと思ひます。特

に、私の選挙区のような地方の中小都市あるいは農村におきましては、そういった人たちが非常に多いわけでありまして、そういう方々のためにも、ただいまおっしゃった考え方をさらに熟慮して、よりよい方向にいくような努力をひとつお願いしたいと思っております。

次は、固定資産税の問題についてお伺いをしたいと思っております。

今回、宅地等につきましては、激変緩和の措置を講じながら評価額に基づいて課税をすることになりましたことは、多年の懸案が解決の第一歩を踏み出したというふうに私は思い、重要な意味を持つていてと理解をいたしております。しかしながら、この措置によりまして納税者の税負担がかなり増加することになると思っておりますが、この点まず、どのように政府は考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○武蔵府委員 たいへんありがたいお話をちょうだいしたのですが、いわゆる課税を評価額とするのは非常にいいといへんおほめをいただいて、私もたいへんありがたいのですが、ただ、いま御指摘がございましたように、従来負担軽減措置をとってまいりましたので、これをこの四十八年度で評価がえをする機会に評価額と課税標準額を一緒にする、こういうことを一度にやりますと納税者にはたいへん御迷惑をおかけいたしますので、自治省といたしましては、これを三年計画で実施をしたいと考えておるわけでございます。そこで、住宅用地というものをにつきましては、三年計画でやりまして、五十年年度におきましても一応評価額の二分の一で頭打ちをする。こういうことをきめておきますし、それから、非住宅用地につきましては、個人の場合は、四十八年度は、現在の負担調整措置をやっております分については上をわけでございますが、それ以外は従来どおり、この新しい評価額に基づく分は適用いたしません。

それから、四十九年度以降におきましては、四十八年度の評価額と四十八年度の課税標準額との

差の二分の一を、負担調整措置をした四十八年度の課税標準額に上積みをする、こういうことを考えておりますし、それから法人の場合は、これを四十八年度からやりますが、四十八年度においては、評価額と課税標準額の三分の一を上積みをする、それから四十九年度においては、評価額と課税標準額の二を上積みをする、こういう形をやり、最終の五十年年度で評価額と同じ課税標準額にもつていく、こういう考え方をもって進めていきたいと思っております。

○今井委員 確かに、激変緩和、このものの考え方をとり、五十年年度まで現在のやつからすりつけていくというものの考え方は、これはわかりませんが、しかしながら、すりつけられるべき評価額というのは、土地というものはもう限りがあるもので、ほかのものと違って、下がるということはずっと理論的にあまりないわけでありまして、上がつてまいります。いままでのような激変ぶりか、今後も続くかどうか、これはまた別にいたしまして、少なくとも下がることはない。そうすると、すりつけられたところでまた評価額が上がるわけですね。個人の負担、特に都市勤労者、あるいは農家でもいのですが、自分でやると土地を持ち、家を持った人たちが、そういった、それを商売にしている人たちがつきましては、この固定資産税というものが年々上がっていくことは、やはり個人にとつては負担になることは間違いない。そうすると、今後土地にかかるこの固定資産税について、総合的にあるいは抜本的に検討することがどうしても必要な時期が来ている、私はこう思います。したがって、政府においてはこの点をどう考えておられるのか。たとえば、税率の問題に手を触れられるものがあるのかないのか。最後にはそういうふうな問題に手を触れなければならぬ時点に到達するのではなからうかというふうな感じがいたしておりますが、政府の御見解を承りたいと思っております。

○武蔵府委員 私は、固定資産税の問題というのは、いま御指摘のように、上がっていくという

ことは決して好ましくないと思っております。根本的には、地価対策として、いわゆる土地の価格が安定をしていくれば、これはもうおのずと固定資産税は上がらないわけでございますから、私どもは、将来の固定資産税のあり方というものは土地対策の中でも考えていかなければならぬだろうと思

うし、土地の価格が安定をしていけば、おのずと評価額も上がらないわけでございますし、おのずと固定資産税の税額も上がらないわけでございます。それが一番理想であらうと私は考えます。ただ、しかしながら、そういう理想を考えておつても、現実には地価が上がると、それに伴って評価額が上がっていくという場合には、これは、いま御指摘のとおり、税率の調整の問題も含めまして、真剣に考えなければならぬ。しかしながら、これはいろいろ皆さまで方にお願いをいたしまして、土地税制をはじめ土地政策に真剣に取り組んでおるわけでございますし、われわれとしては、何とか地価の安定をはかっていきたいということがまず第一だ、地価の安定ができていくなれば、それに伴って評価額が上がる場合には、いま御指摘のような方向で、税率の調整も含めまして検討しなければならぬ、こう考えております。

○今井委員 もう一点お伺いしたいことは、この評価額の問題であります。世間には通常いわれるものに売買取引の自主価格、あるいは地価公示の価格等々ありますが、一体、この評価額というのは、売買実例の額あるいは公示価格との間でどのような相関関係にあるのか、そこをひとつ説明をしていただきたいと思います、私、かように思います。

○佐々木政府委員 いつも言われることでございますが、固定資産税、相続税、地価公示価格のそれぞれ、評価額、この間にどういうような開きがあるのかということでございます。私も、固定資産税の評価額というものは、地方税法にも規定しておりますように、「適正な時価」ということになっておりますので、そうした時価を求めて評価額としていくことを基本にはいたしてお

りますけれども、いまの段階では、固定資産税の評価額が、いわゆる売買価格といわれるものとの間に相当の開きがあるということは認めざるを得ない現状にあります。昭和四十八年度におきましても、評価がえした結果では、時価に対しておそらく二分の一程度の水準のものではなからうか、したがって、公示価格に對しては大体六割前後のものではなからうか、というふうな感じがいたしております。こうした固定資産税の評価額が非常に低い水準にあるということは、これまでも評価額に基づく課税がなかなか行ない得なかつたというところにもやはり一つ問題があるわけでございます。ともかく、ことしの改正によりまして、評価額課税というものが、三年がかりでございまして、現実をするというところになります。まず、次の基準年度の段階におきまして、先ほど政府次官から申し上げましたように、負担との関係がございまして、そうした負担の関係をいながら、ともかく評価の水準は時価水準にできるだけ近づけていくという措置をとってまいりたい、かように考えております。

○今井委員 今後のわが国の住宅政策の面から見まして、持ち家制度を推進してまいろうというものがわが党並びに政府の方針であるように私は思います。そういう場合に、再度申し上げたように、固定資産税というものがあまり重くなることによつて、持ち家制度を推進しようという政策がいささかも阻害されてはいけない、私はそのように思います。政務次官が答弁されたとおりに、地価を安定させることが最も根本であることは論をまかせませんが、それと同時に、いま申し上げた税制の問題、土地に対する総合的な施策というものを今後とも一そう研究をされ、改善をされることを要望をいたします。

次には、電気ガス税について質疑をいたしたいと思っております。この電気ガス税というのは、市町村にとりましてはやはり安定の財源であり、かつ普遍的な税収入であります。特に、財源の乏しい町村では貴重な財源であると私は思います。しか

しながら、一方、消費者からは、この電気ガス税は、一般国民が広く負担するということで、悪税だとする論があることは御承知だと思ひます。したがって、従来から、廃止やあるいは税率の引き下げによる軽減の要望が強かったわけでありまして、政府でも、ここ数年間毎年、電気では百円、ガスでは二百円ずつ免税点を引き上げて、そういった国民の要望にこたえようというふうなことをしてきた。私はそう理解しておりますが、この今回の法律案によりまして、明年度におきましては、電気は免税点は八百円から千円に、すなわち二百円、ガスは千六百円から二千円に、すなわち五百円、こういったように、まあいままでにはない大幅な引き上げをしております。また、このほか、多年の懸案でありました税率を一分引き下げるといふことにされております。

そこでお願いしたいことは、明年度の免税点の引き上げが従来のペースに比べてきわめて大幅であるといふことはどのような理由によるものか、まずお伺いをいたしたい、こう思ひます。

○武藤政府委員 免税点の引き上げが大幅であるのはなぜかといふことでございますが、免税点の引き上げを大幅にやれば、いま御指摘がございましたように、大衆の皆さんにはたいへん喜んでいただけたと思ひます。ただ、残念ながら、いままでは財政との関係もありまして、なかなか思うようにいかなかったわけでありまして、先ほど申し上げましたように、わりあい財政状態が余裕があると申しますか、収入の伸びが見込まれる四十八年度においては、ちょうど社会環境も、それぞれの御家庭の生活水準が上がってまいりまして、電気及びガスを使用される量が非常に多くなっている。こういったようなこともあわせて考えたときには、いままでのように、百円あるいは二百円程度の伸びではなく、ひとつ思い切つて免税点の引き上げを行なうべきではないかという考え方と、いま一つは、昨年ガスの料金が大幅に引き上げになったことは御承知のとおりでございます。その引き上げの分が、あるいは物価の面にお

いて、この免税点の引き上げによって多少なりともカバーさせていただけならばいいのではありませんか、こういった考え方から大幅に、いま御指摘のとおり五百円、それから二百円という引き上げをやったわけでございます。

○今井委員 そうすると、今後、電気ガス税のあり方について、一体どのように進めていこうかと考えておられるのか、その点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○武藤政府委員 電気ガス税というものは、電気、ガスの消費量と消費者の所得との間に相関関係がある。そういったところから、ひとつ支出面から負担力を捕捉していき、いわゆる力のある方からはいったいどういふ形でやってきたわけでございますが、それと、先ほど御指摘のように、この税金は非常に安定性がございまして、市町村にとつても、住民税、固定資産税に次ぐ有力な税源として期待をしておるわけでございます。しかしながら、私も、一方においては、大衆課税であるという御批判もいただいておりますので、その点をよく配慮しながら、今後とも免税点の引き上げといふような問題についてはやはり考えていかなければならないことであらうと思ひております。同時に、よく過去において議論されましたのは、電気ガス税の産業部門に対して減免がなされておるのではないかという議論もございまして、今後の問題といたしましては、幾らそれが原料用であっても、そのためにそれがコストに反映するといけないからという配慮もわれわれは考えていかなければなりませんけれども、もう少し大所高所に立つて、将来の電気ガス税のあり方としては、そういった面についても、経済優先というより、福祉優先という時代になってきておるわけでございますので、それをよく踏まえて、ひとつそういう点にもメスを入れていくべきであらう。そして、そういったところから出てくる分があれば、それを大衆に転換して、大衆のほうの税率緩和、税率の引き下げあるいは免税点の引き上げ、こういったことをしてあげること

が——地方財政の安定確保は必要でございますけれども、一方において、そういう現在免税をしていく分で将来取れる分があれば、その分は大衆にひとつ減税をしてあげる、こういった方向にいくのが電気ガス税としては非常に望ましい姿ではなからうか、こう考えておる次第でございます。

○今井委員 ただいまの御答弁の趣旨、私も全く同感です。したがって、これは口先だけでなくて、具体的にひとつそういう検討をされて、一歩でもそのような方向に近づけるような努力をされることを希望いたしておきます。

最後に、特別土地保有税についてお伺いをいたしたいと思ひます。

土地対策あるいは地価対策というものが非常に昨今叫ばれておりますが、この土地対策についての根本策、解決策として三つの柱を繰り込まれております。そのうちのひとつの土地税制の問題が今回具体的になって、地方税としての土地保有税という形になってきたというふうに思ひわけでありま。そういう意味から税制の面から土地問題に解決のメスを入れたということ、私は時宜を得たものだと思ひております。この市町村税として創設されます特別土地保有税について、幾つかの点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、第一には、特別土地保有税を創設する目的は何か、いかなる政策的な効果をあげると考えてこられるかを考えられたのか、政府の見解をただしたいと思ひます。

○武藤政府委員 これは、いま御指摘がございまして、現在、土地問題といふものが非常に大きな社会問題になっておるわけでございます。そして、そういう点から、特に法人の投機的な土地の取得を押える、そして、あわせて、いささかなりとも土地の供給促進ができれば幸いである、こういった考えから創設に踏み切ったわけでございます。

○今井委員 そのようなことで、土地保有税が土地の供給促進をはかるということの一助になると

いうことであるならば、土地の保有に対して課税される率が一・四％、土地の取得に対して三％という税率はいかに低過ぎるのではないかと。一体、このような税率は何を根拠にして定められたのか、まずそこあたりからお伺いをいたしたいと思ひます。

○武藤政府委員 御指摘のとおり、土地の供給を促進するためにこれくらいの税率でいいかということ、これは御指摘のとおりでございます。私もそう考えます。しかしながら、この目的は、先ほど申し上げましたように、それとあわせていささかなりとも私は申し上げたわけでございます。で、どちらかといえば、それよりも今後の土地に対する投機を押える、こういった目的でこれは行なわれておると私は考えております。そういった点で、できればもう少し土地供給促進の一つの面も考えて、土地供給促進をしなければならぬ地域に限つても、こういったこと、すなわち、値上がり待ちのために押えておるというふうな土地利用に対しては思い切つた高率の税をかける、こういったようなことが実現をしたならばたいへんよろうと思ひておる次第でございます。それができなくて、全体にかける形になりましたものでございまして、それがどうしても必要なかという判定が非常にむずかしいという面もあつたと思ひます。が、いずれにしても、そういったことができなくて、全体にかける形になりましたので、御指摘のとおり、私も決してこれは十分な税率であるとは思ひませんが、土地保有税については、現在のより一・四％という税率になったわけでございます。

そこで、いま一つの御指摘の、その一・四と

いふのは一体どこから出してきたのかということとでございますけれども、これは、固定資産税の税率が御承知のとおり一・四％でございます。それとの関連。あるいはこれは投機的な取引を押えるという意味でございますから、土地を買つて

持っておりますと金利が当然かかってくるわけ
でございます。金利を大体七〇程度と見込みまし
て、その約二割程度を維持管理費用として負担を
させるというふうな意味から、この七〇に二割を
かけますと一・四〇という数字が出るわけござ
います。その辺のところも加味いたしました結
果一・四〇という数字が出てきた、こういうこと
でございます。

○今井委員 確かに、未利用地としからざるもの
との区別が、技術的に判断がむずかしいというこ
ともわかります。しかしながら、庶民の素朴な感
じでは、この率というのはあまりにも低いんじや
ないかというのが偽らざる気持ちであらうかと思
います。しかも、「課税標準は、土地の取得価額と
する」として、しかもこれは申告したことであ
りますので、私、ここで希望したいことは、こ
の運用の問題であります。しかと活眼を開いて、
ほんとうに不当利得をあげるようなものとし
からざるものとの間で、申告をされた土地の取得
価額に対する課税をして取っていく場合に、いや
しくも国民から指弾を受けることのないような
形、いわゆる善良な国民から非難を受けたいよう
な形の運営というものを厳に私は希望をいたした
と思います。そうでないと、せっかくできまし
たこのものが、せっかくの政府の期待をする方向
でないような方向に行くことを私は非常に危惧す
るものでありますので、申し上げておきたいと思
います。

それから第三に、課税除外の点についてであり
ますが、世評では、課税除外が非常に多くて、骨
抜きであるという批判もあります。これはお聞きに
なっていると思う。国土の適正な利用を進めると
いう見地から見ても、ある程度課税を除外する規定
が設けられることは当然であると私は思います。
したがって、必ずしも全面的な骨抜きであるとい
うふうには思いませんが、しかし、これらの課税
除外の規定を設けられた基本的な政府の考え方は
一体どこにあるのか、そのあたりをひとつはつ
きりお伺いをいたしたいと思います。

○武藤政府委員 先ほど来申し上げておりますよ
うに、この土地保有税は土地政策の一環としてで
きたものでございまして、まあ政策税制、こうい
う性格を持つておると思えます。その点から見ま
して、たとえば優良宅地を供給する、あるいは農
林の農業経営規模を拡大をする、あるいは中小企
業の共同化、高度化というものを進めていく、あ
るいは工場の地方分散をはかる、あるいは環境を
整備する、こういうような国の政策目標に従って
実施をされておる事業につきましては、その事業
が阻害をされることはかえってマイナスでござい
ますから、それらの問題につきましては課税対象
から除外をする、こういうことにいたしましたわけ
でございます。

○今井委員 確かに、国の施策に基づいて行ない
ますものについての考え方はわかりますが、問題
は、この要綱の三のところであらうかと思いたす
が、すなわち農林経営規模の拡大云々というこ
とがあります。農林業との関係あるいは農用地等
のそれと、しからざる利用の農地として現在使
い、今後とも使おうとする問題ということとそう
でないものとの識別というふうなもの、あるいはそ
れに基づきますいろいろな問題があらうかと思
います。いずれにいたしましても、この課税除外
規定というものが厳正に行なわれませんと、これ
また国民からの非難を受けるものにならうと私は
思います。したがって、その除外規定の運用につ
きましては、いやしくも国民から非難を受けるこ
とのないような厳正な運用というものを特に希望
をいたしておきます。

最後に、この課税をされない基準面積が、指定
都市と都市計画法の適用都市、その他の都市につ
きまして、それぞれ具体的な数字をあげておりま
す。この二千平方メートルといふ、あるいは五千
平方メートルといふ、一万平方メートルといった
基準は、一体どこから出て、どのような意味を持
つておるのか、お伺いをいたしたい、かように思
います。

○武藤政府委員 この免税点につきましては、こ
の税が投機的な土地取得の抑制を目的としておる
というところは先ほどから申し上げておるとおりで
ありますが、そういう面からいたしまして、一定
の規模以上の面積の土地を対象とするという考え
方を盛ったわけでございます。そして、それぞれ
の地域における土地の取引の実態なども考えて定
めたわけでございますが、具体的には、指定都市な
どの区域につきましては、公有地の拡大の推進に
関する法律によりまして、市街化区域内の土地を
譲渡しようとする場合に、知事への届け出義務が
ございましては面積が二千平方メートル以上でこ
ざいます。この考え方を基準といたしまして、そ
の他の市町村につきましては、譲渡所得の買いか
え資産である土地などの限度が五倍であるとい
うことも勘案をいたしまして、この場合には一万平
方メートルとし、また、都市計画区域を有する市
町村につきましては、その中をとりまして——こ
の中をとるのかどうかは別の問題といたしまし
て、まあその中間をとって五千平方メートルにし
たわけでございます。

○今井委員 最後に、先ほどの質問をもう一繰度
り返しまして、土地保有税の税率についての希望
を私はいたしておきますが、確かに、一・四〇と
いい、三〇というものが低過ぎる。低い感じを与
えることはいない。先ほどのお話のとおり、
しかもそれが金利七〇——何か二〇〇程度という
お話もありましたが、よくこれは検討してみたい
と思いますが、将来ともこのパーセントというも
のが動かないものであるというのではなくて、実
施の状況を見ながら、このパーセントについては
十分検討される用意があるのかないのか、そこら
あたりをひとつ聞いておきたいと思います。

○武藤政府委員 先ほど私からもお答えをいたし
ましたように、これが妥当なものであり、非常に
根拠もあり、また十分効果を発揮するものである
というところは私もなかなか申し上げられない。こ
れは先ほど申し上げたとおりでございます。しか
しながら、これは今度発足をするわけございま
して、発足をして、ほんとうにその投機がこれに

よって抑制されるのか調べて、あるいはこの程度
ではとても土地の投機は抑制ができないというこ
とがはっきりいたしましたときには、これはもう
四十九年度以降において当然税率の改正を含めて
われわれは検討しなければならぬ、こう考えて
おります。

午後零時一分散会

○今井委員 これで私の質疑は終わります。

○上村委員長 次回は、来たる六日火曜日、午前
十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開
会することとし、本日は、これにて散会いたしま
す。

地方行政委員会議録第二号中正誤

一ページ二段末三行から末行までを削る。

昭和四十八年三月十二日印刷

昭和四十八年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局